

午後2時06分開会

○はやお委員長 それでは、ただいまから企画総務委員会を開会いたします。座らせて進めさせていただきます。

本日、欠席届が出ております。お一方、保科会計管理者、そして、笛木特命担当課長、両名とも、公務のための欠席でございます。

それでは、お手元に本日の日程をお配りしております。この陳情審査1件、そしてまた、報告事項4件、その他とこのように進めてまいりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、この日程で進めさせていただきます。

では、1の陳情審査から入ります。継続審査となっております、送付31-4、千代田区都市計画マスタープラン改定を住民参加型で進めることを求める陳情です。資料も出ておりますので、まず、執行機関から説明を求めます。

○印出井計画推進担当課長 それでは、前回の陳情審査におきまして、中間段階の意見聴取及び公聴会の実施方法について、検討状況を整理するという形でご答弁を申し上げました。そこで、本日は、参考資料としてお示しをしながら、公聴会の実施手法やその他についてご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

参考資料をごらんいただきたいと思います。

1番目、目的でございますけれども、千代田区都市計画マスタープラン、都市計画に関する基本的な方針でございます。それに向けた都市計画審議会の中間のまとめについて、広く区民等の意見を聴取し、都市計画審議会の今後の審議、取りまとめに反映させることを目的とするというものでございます。

2番目、内容、いわゆる手法でございますけれども、2種類。一つが、意見聴取と呼称させていただいております。今回、俎上にのせるものにつきましては、都市計画審議会がこれまで議論をしてきた論点のまとめ、中間のまとめという検討状況の整理でございます。参画・協働ガイドラインにおけるパブリックコメントの定義とは、この意見聴取と趣旨が異なるということにつきましては、前回ご説明をさせていただいてご理解を賜ったものと認識をしております。メールやファクス、書面等で中間のまとめに対してご意見をいただくものでございます。

それと、相互補完的に行いますのが公聴会でございます。参画・協働ガイドラインでは、意見交換会のカテゴリーの関連で紹介をされてございますけれども、公開の場で公述人より意見を聞くものでございます。

次に、3、実施期間でございますけれども、書面による意見聴取は、広報紙等による概要の掲載、並びに区の公式ウェブサイトでの全文の掲載後、11月上旬から下旬にかけてのおおむね3週間を予定しております。公聴会につきましては、当初の想定では、11月下旬に、区の中心ということで、区民ホールで1回、開催しようかということで準備や検討を進めておりましたが、前回さまざまにご意見をいただきました。それを踏まえて、区内3カ所で実施するという方向で調整をさせていただきます。いわゆる狭義の、狭い意味での公聴会に加えまして、若干ご説明と意見交換会的なことも含めて、会場の関係等もありますので2時間30分以内で開催いたしたいというふうに思っております。

開催の時間は、現時点では夜の開催を予定しております。

4番、申し込みの手段ですけれども、郵送、ファクシミリ、電子メール。書面等によるものということでございます。

5番、公聴会の公述の申し出でございますけれども、公述を希望される方は、事前に意見の要旨、氏名、住所等を記載した書面等を提出していただくということでございます。公述人につきましても、当初1回開催で予定しておりましたので、1回で10人程度を想定しておりましたが、今回、各会場5人を定員として合計15人とするということでございます。公述時間は、一人当たり10分といたしたいというふうに考えてございます。

なお、公述申し出が多数の場合につきまして、公正かつ適正に区は公述人を決定するということをしていただいております。これは、時間的・物理的な制限もありますので、そういう形で調整をさせていただきたいというふうに思っております。決定されなかった公述人の公述の申し出につきましては、そのまま意見聴取として取り扱うということといたしたいと思っております。公聴会の傍聴につきましては、先着順ということと考えてございます。

7番目、周知につきましては、広報紙、今、準備の関係で11月5日号を予定しておりますが、ここで、先ほど申し上げましたとおり、中間のまとめにつきましての一定程度の特集記事を予定しております。

それから、ウェブサイト、ホームページ並びに区の公式SNS等を活用するとともに、区内の掲示板など、区の広報媒体を最大限活用して、周知を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

資料に関するご説明は以上でございます。

○はやお委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、ただいま執行機関のほうで、この陳情に対して、そして、その参画型、住民参画型ということで、さまざまなことを一つ一つ積み上げていただいた。それが今、結果が出ておりますが、この資料をもとに、委員のほうからの質疑、質問を受けたいと思っておりますので、お願いいたします。

○岩田委員 前回、周知手段についてご質問いたしました。で、そのときに、あらゆる区が持ち得る手段を使って広報するというので、この周知手段、広報紙、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、区内掲示板とこれだけがあらゆる手段でしょうか。私が提案した戸別の配付というのは、費用対効果という話もありましたけれど、あらゆる手段とそこまでおっしゃるんでしたら、戸別配付でそこまでやっていただきたいと思っておりますが、どうでしょう。

○印出井計画推進担当課長 広報の手段につきましては、前回と同様のご答弁になってまいりますけれども、区が今持っておりますあらゆる手段を活用しながらということでございます。

また、都市計画マスタープランというのは、都市計画に関する基本的な方針ということになります。そういたしますと、そのターゲットというのは、6万人の区民に限らず、地権者についても同様のターゲットになってくるかなと思います。それらを総合的に勘案しながら、今、区が持ち得るあらゆる広報媒体を使ってという形でご説明を申し上げたところでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○岩田委員 そういうやり方ですと、結局また、知らなかったということになって、後になって、例えばですよ、あくまで例えば、区が、じゃあ、これでいいですねと思って計画

を進めていきました、その途中で、聞いていなかったということで急に反対運動が起こったら、結局は区がまた大変な思いをするんじゃないですか。それでしたら、もう最初から、これだけ知らせただから大丈夫だよというところまでやるべきだと思いますが。

○印出井計画推進担当課長 区が、区民の皆様あるいはさまざまなまちづくりの当事者、利害関係者の皆様にお知らせをしようとする施策、事案というのは、多種多様だろうなというふうに思っております。重要度につきましても、重要——優先順位が一方であるのかなと思います。

ご指摘のとおり、都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針ということで、まちづくりに関するビジョンということになっております。先ほど申し上げましたとおり、区民だけでなく幅広い地権者にも、この状況については知ってもらうという必要があるのは、委員ご指摘のとおりかなというふうに思っています。

ですので、我々としては、11月5日から都市計画マスタープランについての周知をするのではなくて、もう既に昨年並びに今年度4月から、白書をつくり、広報紙で毎月連載をしたり、並びにYouTube等で動画配信をしたり、あるいはSNSを活用しながらまちづくりに関心を持っていただく中で、都市計画マスタープランについての改定に取り組んでいるということ、継続的に粘り強く発信をしております。それを通じて、やはりそのそれぞれの地域のオピニオンリーダーの方々、まさに区議会議員の先生方皆様もそうだと思いますけれども、そういった方々のお力をかりながら、都市計画マスタープランの改定をしているということの周知を深めて、それで11月5日以降の中間のまとめの意見聴取並びに公聴会に臨みたいというふうに考えております。

○岩田委員 一例を挙げますと、二番町のあるテレビ局の建てかえの問題なんか、もう、1年以上前からそういう話があるにもかかわらず、まだ、詳しく知らないという方がたくさんいらっしゃるんですよ。ということは、周知の方法がよくないと。だったら、これ以上にさらにもう一歩進めてやるべきだと思うんですよ。結局は繰り返しになってしまいますけども、これじゃ足りないということなんですよ。区は、やっていますと言っていますけどこれでは足りない。まだ知らない人がたくさんいるということを確認していただきたいです。

○はやお委員長 ちょっとね、すみません。ちょっとこれ、かみ合っていない質問、答弁になってしまうので、こここのところ、ちょっと問題提起としては捉えさせていただきますけれども、ちょっとこのほかのところの内容につきまして、質疑、質問をまた受けたいと思いますけれども、関連でもいいですけれどもね。はい。よろしいでしょうか。

小枝委員。

○小枝委員 岩田委員がやったところの、区は努力していると言うけれども伝わっていないよねというのは、みんなが実感するところ。それは、この、ね、国全体の問題でもあって、これ、アメリカとかだったら、知らないままに自分たちのまちのルールを決めたら、これ裁判やられたら負けるので、だから、何が何でも、相手が眠ってたいと言ってもたたき起こして知らせるというぐらい、その参加、参画にお金と時間をかけるんです。で、そのやり方については、今度の9月15日の東京マラソンも全戸配付で手紙が入っていたから、まあ、一つのやり方としてはあるだろうと。だけど私がもう一つ言いたいのは、どうしてその出張所ごとの説明会みたいなものをやらないのかなということなんです。

というのは、都市計画マスタープラン、この20年間を今ここに過ごしてきて、平成10年から「歴史に育まれた豊かな都心環境を次世代に継承し、世界の人に愛されるまち、千代田」になろうと言って、この同じ目標に向かって歩んできた。で、ある面、住民人口はふえたけれども、ある人は固定資産税が高くて住み続けられないよとか、建てかえ費用が負担できなくて更新できないよとか、周りの名勝のノウハウがなくてできないよとか、いろんな悩みや具体的なまちの課題を持っているわけですので、それを抽出するというか、そういった問題を抱えた人たちに寄り添うのに、どういうやり方をしたらいいかということの、今、試行錯誤の一つとしてこの方法が、きょうは、前回よりは一歩進めて、公聴会のやり方をこのようにしましょうという提案が一つは出てきたと。

で、なぜ説明会をやらないんですかというちょっと質問のところに入る前に、ちょっとこの公聴会の区の考え方について少し確認をさせていただきたいんですけれども、3カ所でやりますよと。区民ホールでやろうと思ったけれども、区内3カ所と。これは、ごめんなさい、聞き漏らしたかもしれないんですけれども、ちょっともう一回、どんな場所で、夜間ということも言っていましたけど、どういうふうにやるというのがちょっとまだイメージとして浮かばないので、もう少し丁寧に言っていただけますか。

○はやお委員長 　で、今、結局この3カ所というのが具体的にどこなのと。それで今、一つとしては、小枝委員のほうからすると、出張所単位でやったらどうなのと。だから、それをいろいろさまざま、伝統的に出張所単位で、今までいろいろ聴取してきたこともあるけれども、そういう話の中で、執行機関としてはこういうところに決めましたというところを答弁いただきたいと思います。

○印出井計画推進担当課長 　全般、出張所ごとにというご提案だったのかなというふうに思っております。で、中間のまとめの段階、これについては資料で、特別委員会のほうでお示しをしたことがあるのかなというふうに思っておりますけども、まだ、地域別構想の骨格というところまで至っていないと。その前段で、広域的な23区を含む東京都市計画の中での千代田区の位置づけと、あと、千代田区と周辺の結節点、他区との関係の中でのまちづくりの考え方、さらには、千代田区の中でも、出張所をまたぐようなまちの動向も含めた地域の将来像などを中心にお示しをしているところなのかなというふうに思っております。この段階でございますので、前回もたしか木村委員のほうからご質問あって、なかなか一致は見られなかったんですけれども、今の段階では、おおむね、いわゆる旧麹町区のエリア、それから旧神田区のエリア、それから旧麹町区なんですけれども、いわゆる大丸有のエリアというような三つのエリアを想定しながら、それでいて、今、具体的に候補の場所を申し上げてもいいんですけれども、要はある程度のキャパシティが確保できるようなところをちょっと検討しているというところでございます。ちょっと調整中なんです、具体的にそのまま決まるかどうかですけれども、今検討しているのは、麹町エリアであればカスケードホール、それから神田エリアであれば岩本町の、何だっけ……

○小枝委員 　ほほえみ。

○はやお委員長 　ほほえみ。

○印出井計画推進担当課長 　ほほえみプラザ。すみません。ほほえみプラザ。それから大丸有エリアでは日比谷図書文化館というようなところで、できるだけ多くの方が公開のそういった公聴の場に参加できるような形で検討しているというようなところでございます。

○はやお委員長 で、すみませんね。結局は、じゃあその3カ所を考えているよということで、今、あくまでも中間のまとめだからあれなんだけど、地域別にさらにブレークダウンするときにはより細かく考えるということで、今回の中間のここについては3カ所ということなの。もう一度そこ、もう一度答弁して。

○印出井計画推進担当課長 今、委員長のほうでご整理いただいたところでございます。少しこの中間のまとめの段階では若干冗長な説明になってしまいましたけれども、周辺あるいは区の中での、割と広域的な中での将来像の共有ということを中心に置いております。そうはいつでも、ということでございます。

この次の段階、地域別構想の粗々な素案が出てくる、素案に向けた整理が出てくる段階におきましては、今ご指摘ございましたように、出張所というか、大丸有も入れると7地区になるんでしょうか。そういったところでの説明会なり公聴会なりということは念頭に置いて、今後、準備を進めたいというふうに思っております。

○はやお委員長 はい。

小枝委員。

○小枝委員 説明会なり公聴会というふうにおっしゃったんですけど、説明会をやって公聴会をやるというふうになりますか。もう、一発、公聴会なんですか。そこはやっぱり、周知というときに、このことについての話が、まあ、この間、区役所で1回、討論会をやりましたけれども、あれも来ているのはやっぱり40人ぐらいですし、やっぱり自分たちのまちのこと、今まあ、これから——これの、これまでの20年を振り返り、これからの20年をしっかりと方針立てするときなんだよということ、ちゃんと知ってもらう場が必要だなというのは、私は繰り返し言っているんですけども、そこは。まあ、ただ、これから公聴会って、今、令和元年11月でやりますと。それから、さらにもう2回はやるという段取りになっていて、法律上は現段階ではやらなくてもいいけれども、たしか丁寧にやるというふうなことなんですよね。だから、そういう点では、非常に入り口に入っていく、まちとの対話の始まりに入っていく重要なところなので、それが、説明というプロセス、質疑応答みたいなのがなかったりして入っていいのかなということが1点と。

その上で、先ほどの説明だと、数を切っちゃうというのもどうなのかなと。それで、5人だけはしゃべらせてあげるけど、10分間しゃべらせてあげるけど、あとは、もう紙だけというふうになってしまうと、そうすると、やっぱりこの委員会でも以前にやっていただきましたけれども、こういう場に出てきて発言をする重みというのはあると思うんですね。で、紙だけ出すということになると、今はネットの時代ですので、やっぱり、なかなかこう、じゃあ、例えばコピーで事業者が出しちゃうみたいなことだって、その中に、幾ら声を上げて、拡散されてしまうということだってあると思うんですよ。

だから、本当に、もう、やむにやまれずこの発言を私たちはしに来たんだというそういう人たちの思いというものを、そこの重みを考えれば、これは件数は、まあ3カ所か6カ所かというのは、現段階では皆さんの考え方と調整をさせてもらえばいいと思いますけれども、その上で数はやはり、公述するということは非常に重いことですので。私も前に丸の内案件でやったことがありますけれども、1人で10分、あっという間に終わっちゃうんですよ。そうすると、何人かでやって本当にリレートークになるんですね。やっぱりちゃんとここは、もし3カ所なら3カ所で、丁寧に、取りこぼしなく公述をとっていくという

ことは、せめても必要なんじゃないですか。

○印出井計画推進担当課長 今回、その公聴会という形の名称で説明をしておりますけれども、いわゆる都市計画の手續の狭い意味での公聴会ではなくて、都市計画マスタープランというのは都市計画ではないので、それに準ずる形で公聴会という手法を、少し拡大して展開しようというふうに考えております。ですので、2時間30分という形で案をお示ししてございますけども、その中に、この中間のまとめについての説明とそれに対する質疑という時間も一定程度とるようなイメージでおります。

ただ、今回の公聴会は、先ほどスケジュールの概略を申し上げたとおり、公開してから一定期間、2週間程度置いてから実施をしますので、ある程度そのテキストベースではしっかりごらんいただける時間的余裕があるかなというふうに思っていますが、それにさらに補足をして、当日、概要の説明と、それについて疑問点があれば質疑というような形も踏まえたことで、そうするとトータルで2時間30分ぐらいなのかなというふうに思っていますので、その全般の説明プラス質疑の時間と、その、何というんですかね、いわゆる狭い意味での公述、公聴会の時間との割り振りの中で、今5名ということで限定的にお示しをしておりますけれども、5名程度という形で記載をする中で、その申し込みの状況に応じて臨機に対応するというところもあるのかなというふうに思っております。

ただ、一定程度の上限を決めておかないと、要は、非常に公述人が多くなって、単純に抽せんでけと言うと、同じ意見を全部聞くというようなことになってしまうというような場合もございますので、少数意見も反映させるという意味合いで言うと、やはり一定の定数をとりながら少数意見にも配慮した公述人の選定の仕方というのがあるのかなということで、今、そこまで細かくは詰めていないんですけれども、やり方も含めてさらに検討をしているところでございます。

少し冗長になりましたけれども、人数については、それらを踏まえて若干検討する余地はあるかなというふうに思っています。

○小枝委員 なるほどね。その辺は、ぜひ、やはり区民に関心を持ってもらいたい、そして意見を言ってもらいたいという行政の思いをしっかりと踏まえて、生の意見をたくさん言っていただくような方向で、調整をさらにしていただきたいというふうに思います。

つまり、1回だけではなくて何回かやってもいいんじゃないですか。4万4,000世帯でしたっけ、千代田区って、あるんですって。まあ、違うかもしれないけど、4万世帯以上ある、と。で、先ほど地権者もと。確かに都市計画は地権者もそうなんですけれども、やっぱり住む、住み続けられるということを考えれば、住民の発意ということを重く考えていくというのが行政のあるべき立場だと思うので、その利害対立、売って出ていってしまう人やできるだけ高く売りたいという人の利害と、それから住み続けたいという人の理解を全くイコールで捉えては、まちづくりというのは成り立たないわけですし、もう今の300メートル、何百メートルって飛び交っているさまざまな都心のまちの状況の中で、学校もインフラも、地下鉄の駅の状況ももたないということがやっぱり明らかになっているわけですから、そこら辺は、やっぱり住み続けたい、だけれどもこれが困難だよという切なる思いを一つでも多く酌み上げて、まちを守る意識を吸い上げていくというそういう場。場ですよ。だと思うので、数においては生の意見を多くとれるように、日にちにおいては、3カ所でもいいから必要に応じて何回でもやれるように工夫をしながら、私は、

基本、公聴会をこの段階でやるというやり方には、いささかその、議論の場にはならないので疑問がありましたけれども、流れとしてこうなってきていますので、では、初期段階でよりよい丁寧な公聴会をやっていくという知恵出しについては、行政は柔軟に対応してほしいというふうに思うんですけど、いかがですか。

○印出井計画推進担当課長 先ほどご答弁申し上げましたとおり、人数については、定数として決めるというようなところでの運営上の制約もあるんだろうなというふうに思いますけれども、今5名として決め打ちということではなくて、例えば一定程度幅を持たせて、できるだけ公述を希望されている方に対応するような形で決めたいと思っております。ただ、やはり時間的な制約、あるいは逆に、一人当たりの公述時間を減らしたほうがいいのかとかということもあるのかなというふうに思っていますので、そのあたりも踏まえながら工夫をしていきたいというふうに思います。

○はやお委員長 はい。

桜井委員。

○桜井委員 前回から今回にかけて、より具体的な話が出てきて、わかるようになってきました。ちょっと確認をまず先にさせていただいた上で質問したいと思えますけど。

公聴会で、公開の場で公述により意見を聞くということで、5名程度を考えているというような話ですよ。それで、この5番のところ、公述を希望する方は、意見の要旨、氏名、住所等を記載した書面等を提出するということをお願いして、その中から5名程度の方を選んでいくということによろしいんですか。

○印出井計画推進担当課長 はい。桜井委員ご指摘のとおりでございます。

○桜井委員 今回、都市計画マスタープランの中間のまとめに対してのご意見をいただくということで、で、非常にこのご意見の幅というか、非常に幅広いいろんな意見が出る。それは一つ一つ同じ意見ではなくて、いろんな項目も恐らく出てくるんだと思うんですね。それで、ましてや地権者、住民の方、地権者の方、それ以外の対象の方も、恐らく参加をされるんでしょうから、非常にその参加をされる方も、非常に幅広い意見が出てくると一参加されるという中で、果たしてその5名の方を、一応、案としてね、5名程度の方を、区のほうが選出、選ぶに当たって、そこのところが、余りにも幅広く、対象も幅も広い中で、果たして、なるほどこういう方が選んでよかったねというようなことがわかっていただけのような選出の仕方ができるんだろうかという、ちょっとそんな心配をしました。そこら辺はどのように考えていらっしゃるんでしょう。

○印出井計画推進担当課長 桜井委員ご指摘の点は、我々のほうでも、運営上についてどのようにしていくかというのは、内部でもさまざまな検討をしているところでございます。この公述を事前にいただいて、そこからある程度カテゴリー分けをして公述人を選ぶということについては、先ほども少し申し上げたんですけども、たまたま、たまたま例えば抽せん等で選んだ、全員が同じような意見になるようなことがあるのであれば、少数の意見も公述をしてもらうような形での調整ができないかというところで考えております。こういった形での公述概要を分類して、その分類の状況に応じて我々のほうで選ぶということについては、まさにその一定程度限られた人数の中で、多様なご意見を公述してもらうということを狙っているところでございますけれども、ご指摘のように、恣意的な形でのセレクション、選定が働くんではないかというようなご心配も、もしかしたらあるのかなと

いうふうに思っていますが、それらについては、そのまま公述概要として、公述として書面で公開をするので、いわゆる区が、何ていうんですか、恣意的に、この意見はちょっと区の方から違うから公述をさせなかったとかということについては、事後に検証ができるような形にしたいというふうに思っていますし、公述概要にとどまってしまった方については、例えば本来、自分が公述をするときに用意していた原稿をいただくとか、そういうような方法もとれるのかなと。その過程の中で、区が何か意図的な選定をしたということがないような形で、説明責任を果たせるのかなというふうに認識しております。

○桜井委員 はい。

○はやお委員長 はい。

ほかにございますでしょうか。

○木村委員 主に地域別構想の段階になってくるんじゃないかと思うんだけど、都市計画運用指針、国交省の指針がありますよね。そこでどうやって住民の意見を反映させていくのかという必要な措置ということで例示しているわけですよ。で、それを見ると、地区別に関係住民に対しあらかじめ原案を示して、十分に説明して意見を求めると。これを積み上げて基本方針の案を作成する。さらに公聴会、説明会の開催や、広報紙、パンフレットの活用、アンケートの実施等を適宜行うことが望ましいと。で、これは、公聴会でですよ、いろいろ説明会で説明をする、と。その事前の段階が重要だと言っているわけですよ。地区別に説明会を行い、そしていろいろ声を聞いて、それで基本方針案に反映させていくと。で、公聴会を進める。

つまり、この陳情書も、双方向型ということをおっしゃっています。つまり双方向型というのは、事前の地区別の、地域別の説明会で、意見を住民の方が述べて、それがきちんと基本方針案に反映されて、この積み重ねだと思うんですよ、双方向というのは。ですから、そういう段階を経て出てくるのが公聴会で示される案であって、そう考えると、先ほど小枝委員も言われたけれども、公聴会の、特に地域別の場合ね。公聴会の前の段階の説明会、これが重要じゃないかと。そこで説明をし意見をもらい、そしてそれを案に、こう、一つ一つ取り込んでいくと。やっぱりこの積み重ねというのをやった上で公聴会というのが、これが本来の進め方じゃないかと。この地区計画の、都市計画の運用指針を読むとね。やっぱり地域別のほうが意見も、まちの方、住民の方は、言いやすいでしょうから、次の段階では、こういうやり方で住民の声の反映による措置として、こんな形の取り組みというのを進めたらどうかと思うんだけど、いかがでしょう。

○印出井計画推進担当課長 今、木村委員からのご指摘、都市計画運用指針の中に記載されていることをご紹介いただいたのかなというふうに思っております。まさにその趣旨に沿って、これから取り組むことになるというふうに思っていますが、今この11月の段階につきましては、ここに示されている原案のさらに前の段階というふうに、我々は認識をしております。都市計画審議会に諮問をし、その答申を受ける前の段階で都市計画審議会のほうにフィードバックする意味で、途中の論点整理について、もう一段、区民の皆様の意見を承って、それを今後の都市計画審議会並びに部会の議論に反映していくということになってくるのかなと思いますので、何回もご答弁申し上げたかなと思いますが、これからもう一歩進んで、地域別の構想などが示されてくるプロセスにおいては、都市計画運用指針に定められたようなことに準じて、取り組んでまいりたいというふうに考えておりま



す。

○はやお委員長 いいですか。

林委員。

○林委員 まず確認からなんですけれども、3カ所で公聴会、まあ公聴会的なものをやるという形なので、それぞれ住民の数と地権者の数というのは、3ブロックでどれぐらいのイメージなのかなというのを確認させていただきたい。それぞれ——ごめんなさいね。大手町・丸の内・有楽エリアで日比谷図書文化館でやる、と。ここに住民がどれぐらいおられて、地権者がどれぐらいの数なのかなと。大体ですよ。で、あわせて麴町のほうも、住民の数がこれぐらいで、地権者がどれぐらいいるのかなと。神田もそれぞれ、どれぐらいを想定されて3カテゴリーに分けられたかという根拠をお聞きしたいんです。

○印出井計画推進担当課長 そのあたりというふうな、まさに冒頭、岩田委員、小枝委員からありましたけども、この改定のプロセスがしっかり周知されて、関心を持っていただくこと等にも関係をしてくるのかなというふうに思っております。

一方で、その都市計画マスタープランが、今後の都市計画の運用に対する影響を踏まえて、権利のある方々にとって関心の高いような状況もあるのかなというふうに思いまして、我々のほうでも、なかなかちょっと想定しづらいところがございます。区民館等でやりますと、ある程度2桁のレベルかなというふうに思っているところがございますけども、今回については3桁の参加があっても対応できるような形で、今、会場のほうは想定しておりますけれども、じゃあ、具体的にその区民、地権者が何名というのは、大変恐縮ですけども、今の段階では、なかなか我々のほうでもイメージできておりません。申しわけございません。

○林委員 わかりました。対象者がどれぐらいおられるのかによって、今後の公聴会を開くに当たっても、こう、論点整理ができてくると思うんですよね。大丸有地区は、地権者なんでしょう。きっと大きな方しか持っていないんで、個人はほとんど持っていないんで、こんなイメージなんだろうなと。で、麴町地域に行くと、富士見の再開発が進んでいるエリアと、住宅、一軒家があるところですか、それぞれ地域課題が別ですから、住民はこんな形、地権者はこんなご意向というのが出てくると。で、今の段階で、地権者の数等々、なかなか精緻なのは出てこないんでしょうけども、今後、この委員会にも報告をしていただきたいと。

あわせて、今回の公聴会をやるに当たって、効果を、どういうものを期待しているのかなというのを確認したいんですよ。論点が、さまざまな論点を出す論点出しなのか、それともある一定の方向に行くのかなと。簡単に言うと、高い建物を建てたほうがいいじゃないかという意見の公述人と、いやいやいや一軒家のほうがいいんじゃないかと、庭つきの。風致地区みたいな。とかという論点整理を期待しているのか、どういうものを、効果を期待しているのかなと。この3カ所をやることによって。

で、今までの答弁の中で、それぞれ公述を申し込まれた方のどんな意見なのかなというのを、一定の取りまとめを資料としてやるというので、大体こう、まちづくりに当たって、こんな形で進めていきたいというのは、ご意見のある方の意向というのはある程度パーセンテージできると思うんですけれども、この効果というのを何を期待されているのかというのを説明していただけますか。

○印出井計画推進担当課長 今回、その公聴会並びに意見聴取の効果ですけれども、まさに都市計画審議会でも、ほぼ1年ぐらいかけて、千代田区に関するこの前回の都市マス策定以降の社会、経済、都市、人の動向の変化、そういった状況をデータとともに議論をしてきているところがございます。その中で、今における課題意識、20年前と今における課題意識の変化、変容、それから、いわゆる、かつては縦割りの中でさまざまな分野が整理されて取り組まれてきたところを、課題横断的に取り組んでいく必要があるんじゃないかといった分野別の取り組みの考え方。さまざまこの中間のまとめの中で、課題認識と今後のまちづくりの進め方についての考え方、そして、その新たな要素に対する対応について示されているところがございます。そういったものについて、課題認識、状況把握というものが、区民、地権者の方々にとって、例えば整合しているのかどうか、足りているのかどうか、少し行き過ぎじゃないのかどうかと、そういったものをフィードバックをしていただければなというふうに思っております。

特に、今の都市計画全般ですけれども、何回か当委員会でもご答弁申し上げているとおり、地区計画にしても、開発諸制度を活用するものについても、住宅の量を誘導する都市計画というようなことになってございます。この20年間の状況を踏まえて、そういったところについてどうなんだろうかと。住宅を誘導するような形から、何か違うものを誘導するような形についてどうなんだろうかと。それから、防災についてもそうだと思います。そういったことについての都計審におけるこれまでの議論について、足りないところ、あるいは方向が違うところについてのご意見をいただきたいというふうに思っております、それを次の答申に向けた議論の中で、区民、地権者等の意見として反映をしていくということが一つの効果、狙いだというふうに考えております。

○林委員 まあ、何とかなくわかったようなわかんないようなんですが、要は、賛否が分かれるようなものを、論点出しを洗い出すんだとしたら、5人だと奇数になってしまって選ぶ行政のほうも大変なんで、簡単に言うと地権者の高いものをやったほうがいい、いやいやいや、もう高級感ある低層なものがいいよというのと、いやにぎやかがいいとか、いやいや静かがいいとかと偶数のほうが選びやすいんじゃないのかなと、公聴会をやるに当たって。こう、まとめてくるんだったら、奇数でもいいかもしれないんですけど、論点を確認するんだったら、5人程度と言っていましたけども、6人ぐらいでそれぞれのターゲットを区のほうで今回聞きたいのをやって、賛否それぞれを確認していくというやり方になると、今回、都市計画法の公聴会ではないけれども、いろんなご意見を聞いていくという場面においては、そのほうが有効なんじゃないのかなというのは思いますけれども、何で5人になったのかなというのが、ちょっと違和感があるものですから、その辺の説明をしていただけますか。

○印出井計画推進担当課長 5人について具体的な根拠ということは実は余りなくて、当初10人でやっていたところを3会場でやると。それで時間を見たときに、5人程度かなというふうに思っております。今、林委員からご指摘いただきました、例えば、一つ、今後の千代田区のまちづくりについての大きな考え方の方向性とか方針というのが、これを言うと語弊がありますけれども、開発についての考え方の違いということが多分あるのかなというふうに、今のご指摘の中で私もそう認識をしました。そういった大きく分かれるものに対して、先ほど申し上げたとおり人数が多い場合、肯定的、否定的というようなこ

とも含めて、偶数にというのは、今聞いて非常に腑に落ちるところがありましたので、そのあたりも含めて検討させていただきたいなというふうに思っています。

○林委員 じゃあ、最後に。

○はやお委員長 はい、林委員。

○林委員 そんなくしていただいてありがとうございます。できればね、どんな意見を聞きたいかというのは、行政のほうでも都市計画審議会でもあると思うんですね。ここをターゲットで、いろんな、聞いてみたいなということがあるかと思うんで、そこに位置づいた公述人のを聞いていただければ、より有効な機会になるのではないのかなと思います。

最後に、いろいろ冒頭であった、委員長が仕切られたんですけども、周知方法なんですけれども、これまでたしか、前期の企画総務委員会でさまざまな意見あったんですけど、ここに挙げられた広報紙——広報千代田、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、区内掲示板。これとあわせて、マンション理事長連絡会とか、それぞれ個々のご協力していただけたところに、まちみらい千代田の外郭団体のほうから、まあ、マンションに1カ所ぐらい掲示していただけないでしょうかとか、あるいは、何だったら印刷物をやりますんで、管理組合のほうで戸別に配付していただいて結構ですよとかというところまで、お金をかけるというよりも全体的な、やっぱり総体として聞かなくちゃいけないのは物事を決めるときですけれども、お話、今までの説明のやりとりを聞いていると、やっぱりその前さばきの段階の、今回の公聴会というのはキックオフなので、そういった、ちょっと既存の団体を活用しながら、工夫しながらコミュニケーションをまちみらい千代田ともとっていったり、管理組合ともとっていったりという手段もあればいいのかなと思って。なかなか、役所らしくない、普通だったら7番のところで区内掲示板等と入れたりするのが入ってなかったんで、入っていればそれできっと答えられるんですけど、その辺もちょっと努力をされていったほうがいいのかなというのを思うんですけども、これもそんなくしていただければ助かるんですが。（発言する者あり）

○印出井計画推進担当課長 ちょっと、そんなくと言われると、ちょっと答弁しづらいんですけども、ただ、マンション連絡会については、ちょっと念頭にはありましたが、確かにこの「等」という形で示してはおりませんでした。場合によっては、本当に具体的にお示しをしてもいいぐらいな媒体かなと——媒体というか、伝達の一つのルートかなというふうに思っておりますので、具体的に調整をさせていただきたいというふうに思います。

○はやお委員長 うがい委員。

○うがい委員 皆さんの意見の中で、取りこぼしちゃいけない、知らなかった人がいちゃいけないとかそういったこと、あるいはその地域別の格差、あるいは疑念ということを考えてときに、これをきっかけにするのであれば、事前の周知だけじゃなくて、その限られた傍聴の人数になってしまうのが、何やらその制約になってしまう気がします。全戸に配付されて、行きたいんだけど、その日がたまたま合わないとかという人を拾う意味でも、後で紙というふうな方法だけでなく、多少この、前回これはどこでしたっけ、ライブ感のあるような動画だとか、そういった、ここでこんなふうな話が盛り上がっているということを示すような、そんな周知方法って、実際の後の、そのときのこの方向を示すような周知方法というのは、取り入れられるんでしょうか。

○印出井計画推進担当課長 今、うがい委員のご指摘でございます。1点目は、先ほど申

し上げたとおり、傍聴も含めてできるだけキャパシティー、収容人数が多い会場を今検討していると。多くいらしていただけるような会場を、今、検討しているというのが一つと。

あと、もう一つは、前回6月11日に行いましたまちづくりのトークイベントについても、取材を受けた対象メディアの中に、ライブでは放映はしなかったんですけど、そういったメディアもございましたので、その辺については検討したいなというふうに思っておりますけれども、多分その、例えば区の広報媒体も含めて、なかなかこうライブで、今、実況しているというものは、ちょっとないのかなというふうに思っております。ただ、今、そういう手段が非常に手軽にできるようになったというような時代ではあります。しかしながら、この区全体の中で、こういった会議についての情報発信のあり方というのが多分あるのかなと。ちょっと、役人の答弁になって恐縮なんですけれども、そのあたりとのバランスも鑑みながら、そういった取り組みができるのかどうか検討させていただきたいと思えます。

○はやお委員長 はい。いいですか。

え。あ、木村委員。

○木村委員 いやいや、まとめじゃなくて……

○はやお委員長 いいですか。ちょっと確認だけしようかなと。

○木村委員 あ、じゃあ、いいですよ。

○はやお委員長 今、確認したい事項があるのが、まず一つは、意見聴取ということで、書面では、公述人でなくても、先ほどの話からすると、きちっと書面化して、みんなに周知しますよ、それはやるのかどうか。

あと、このもう一つのところで確認をとっておかなくてはいけないのが、やっぱり本来であれば、都市マスタープランというのは、こういうスタイルでの、公聴会スタイルでなくていいものを、公聴会のスタイルをしながら意見交換という新しいものもオプションでつけるよということでもいいのか。で、それであるならば確認したいのが、2時間30分やるこの詳細、内訳、どのような時間単位で。つまり、皆さんのいろいろ言うところ、数のところが充足しているとか充足していないというのは多少あると思うんですけども、このところの、私は見ているのは、公聴会の中に意見交換会というのを入れているというところが、いいこと、みそだと思うんで、そこはもうちょっとアピールして説明していただけますか。

○印出井計画推進担当課長 前半のお話につきましては、資料の5の公述の申し出の最終行にありますとおり、公述人として決定されなかった公述人の申し出については、意見聴取として取り扱うということでございますので、これについては承って、こういった意見があったよということを開示するということでございます。

後半につきましては、意見交換、千代田区の参画協働ガイドラインの中で、公聴会というのが一つ、コラムとして紹介をされているんですけども、意見交換のカテゴリーの中で紹介をされているという経緯がございます。ただ、この意見交換というのも、何かここで、平場でこの案を固めるというよりも、我々のほうで説明をして、それについて何かご質疑があればお答えをするというような、そういったような意見交換を考えております。

公述人が、当初5名10分でございますので、もろもろ合わせて1時間、で、その他そういった質疑、説明等質疑応答1時間、そのほか、運営上のバッファで30分みたいな、

そんなイメージでおりますが、きょう、公述人の数についての検討についてご意見がございましたので、そのあたりをもう一段、精査をさせていただきたいなというふうに思っています。

○はやお委員長 あと。

木村委員。

○木村委員 都市計画マスタープランについて、住民参加で、より議論・検討していくと。で、ちょっとそれに先立って、一つだけどうしても確認しなければならないことがあるので、質問させていただきます。

ある週刊誌が、日テレの再開計画について取り上げていました。で、その中で、その協議会関係者の言葉というのが紹介されているんですよ。これ、担当はどなたかわからないけれども。で、去る7月中旬に関係者の会合が開かれたと。その席で日テレが二番町の新しい計画図を示したんですが、ビルの高さは100メートルに下げられていました。これは、区としては承知されていらっしゃいますか。

○早川麴町地域まちづくり担当課長 その件に関しては、区としては承知していない話でございます。

○木村委員 区は直接確認されましたか。

○早川麴町地域まちづくり担当課長 すみません。直接という意味では、日本テレビ側の関係のコンサルタントにちょっとお聞きして、そういう事実はないということで聞いております。

○木村委員 100メートルに下げるということはないと。

で、そもそもマスタープラン、あるいは地区計画ということについて、こういった話が出てくるわけですから、やはり日テレさんにも、改めて地区計画とは、都市計画とはというのをきちんとご理解いただくよう、区としても働きかける必要があるんじゃないかと。地区計画というのは、その一定の地区の住民や地権者の皆さんがまちづくりのルールを決めると。そのルールに従って、そのエリア内の事業者は計画をつくるんですよ。だから現行は60メートルだったら、60メートルの計画をつくるんだったら、恐らく住民の方も何も言わないでしょう。一つの企業の開発計画に沿ってまちづくりルールが変えられるのは、あり得ない話ですよ。そういうものじゃないんだと。根拠がないということだったらご理解していただけるのかどうか、していただいたと思うんだけど、こういうのが公になっているわけですから、改めて区として日テレさんのほうに、地区計画とはこういうものなんですよと。ルールに従っていただくものなんですよということを、やはりご理解いただくように働きかける必要があるんじゃないかと。いかがでしょう。

○早川麴町地域まちづくり担当課長 引き続き、日本テレビの関係の方には、地区計画についてどのように考えているかという確認は、引き続きしていきたいというふうに考えております。（発言する者あり）

○はやお委員長 ちょっと休憩します。

午後3時00分休憩

午後3時01分再開

○はやお委員長 それでは、再開いたします。

都市計画マスタープランの今回のところのこの陳情につきましては、何でもこの住民参

加型で進めることということになっております。で、さまざまに各委員のほうからお話がありましたように、周知方法について、まず意見がありました。で、今できることもいろいろあるよねということですので、一度持ち帰っていただきまして、言った言わないとか、「等」で丸めるだとかではなくて、しっかりこの周知方法については、こういうふうにするということを整理していただきたいと。そして、もう少しこの意見交換というやり方をどういうふうにするのか、こういうところがいろいろな住民の参加型で進めてもらいたいということにもなると思うので、この意見交換ってどういうやり方するの、というのをやっていただきたいと。

そして、ここはあくまでもずっと議論しているんですけども、中間のまとめ、あくまでも生煮えの状態のこのところだけ議論しているんですが、最終的なこの都市マスタープランを決定するに際しての、これも当然のごとく公聴会スタイルでやるんですよ。まあ、それは後で確認して。で、それをやるということであれば、そのやり方、そこまでもきちっと、どういうふうにするかということをお報告いただいて、そういう形の中でもう一回、各委員のほうと、この取り扱いについてもどんどん確認しなくちゃいけないかなと思っておるんですけど、いかがですかね。こんな、まだもう、大分詰まってはきている、中間のまとめについては。でもまだ、地域別だとか、どういうふうにしていくんだということが、やりますやりますのところでは、ちょっとこの陳情者にお返しできるような状態ではないので、もう一回、その辺の先ほどの指摘したところについて整理していただくということで、もう一回やるということはどうでしょうか。いいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。ちょっとそういうことで、持ち帰っていただきまして、再度この陳情について進めていきたいと思っておりますので。

何か。休憩。（発言する者あり）はい。

じゃあ、小枝委員。

○小枝委員 すみません。再度の場において、もう、定例会も近いですので、都市計画審議会——委員会に入っていない方には申しわけないんですけども、非常にプロセスとして重要な部分なので、どうしても欠落している部分について、ちょっと宿題というか、ちゃんと答えていただきたいというのは、都市計画審議会の中で幾つもの論点がありますけれども、容積緩和路線で、そのインセンティブでもってまちをつくっていくという方向以外の方向がとりづらいというその問題提起に対して、都計審の会長さんが、その部分は具体的に抽出、意見をちゃんと取り上げて、建物の適切な更新というところの施策について具体的な記述が書けないかという問いをしているんですね。で、それに対して行政のほうは、なかなか答えられていない。まあ、簡単に答えられる話でもなかりうとは思っておりますけれども。

今、現状、神田でも起きている非常に危機感を募らせる状況というのが実際はあって、20年前はいろんな、危機感の上で理想を語ることがすごくできたんですけども、今こう、規制緩和が余りに行き過ぎていることによって、その理想を語ることが困難な状態というのは、もう20年前の比ではないという実感をしているんです。ということは、それに対して、全部が容積緩和したら、住宅だけに限らずオフィスでもそうです。インフラがパンクするので、であれば、一定程度、低容積、低層、あるいは現状維持的な建てかえ、

もしくはリノベーションする方に対してのそのインセンティブ、思い切った支援メニューというものを考えていかないと、区でできることは区で、区でできないことは国へという形でやっていかないと、例えば、そういったお行儀のいいものについては仮住宅、仮店舗を提供するとか、地域ごとに。あるいは、容積を150使っていても、60でやっても、あるいは20でやっても、税金は一緒なわけですよ、土地に関して。そういうふうな部分についての要求項目をまとめるとか。先生方がどういうことをイメージして、具体的な記述を書けないかというふうにご指摘してくださったのかわかりませんが、千代田区が、とにかく前人未踏の建てかえの最先端を行っているわけですから、これについて、一定程度、容積拡大型でないインセンティブというものをつくっていかない限りはということにおいては、先生、会長さんのご指摘くださった部分と一致していると思うので、それがなくて、どうぞ意見を言ってくださいと言っても、やっぱり、まあ困っているということ聞き取るのはいいですが、それに対して行政としても、しっかりと景観とか、環境とかを踏まえて応援していくという姿勢は持っているというところは示していただきたいなというふうに、まあ意見を聞くのが先か、行政が考えるのが先か、あるいは同時並行なのかというのはありますけれども、そのところは流してしまうと、後半になったら意味がないので、ぜひ、宿題として何らかの提示をしていただきたいというふうに思っています。

○はやお委員長 ちょっと今、住民参加型でね、住民参加型でのこの方法論の話で……

○小枝委員 ……違う。うん。違う。

○はやお委員長 ちょっと別枠。

あと、何かというと、いろいろなそういう今までのインセンティブということで、再開発法だとかいろいろあると。でも、このところが都市マスタープランの中に制度のところまでは入れないんであれば、そういうことを検討するということは一文入れていくということは、もう一回都市計画審議会でも話が出ていますので、ここは内容のところちょっとかなり踏み込んでくるので、そこを踏まえて進めていくということによろしければ、それで答弁していただいて。はい。

○印出井計画推進担当課長 小枝委員ご指摘のとおり、都市計画審議会並びに部会の議論の中でも、これから先、20年というスパンだけじゃなくて、さらにその先を考えたときに、容積インセンティブだけで持続的な都市が実現できるのかということについては、都市計画審議会部会でも、論点としては提起されております。ただ、そういった論点提起をされた先生方でも、今、現実はこの段階で答えを持ち合わせているのかということ、そういうことでもないということでございます。

また、今、委員長からありましたとおり、それを解決するためには、法律や新たな都市計画の制度、そういったものも必要になってくると。区の中では取り組めないところもひとつあるのかなというふうに思っております。しかしながら、そういう論点提起をされた中で、これから20年、さらにその先を考えるに当たって、一つの今、宿題というご指摘を受けましたけれども、今、我々としても、さまざまなこの老朽化した建物が集積し、土地の高度利用が進む千代田区の中で、これが解決策だ、方向性だという答えは持ち合わせておりませんけれども、まさに都市計画マスタープランの中で、有職者、それから議員選出の委員の皆さん、区民の皆さん、それから公聴会等々を通じて検討していく大きな論点だということについては、しっかりと認識をしていきたいというふうに思っています。

○はやお委員長 はい。

それでは、よろしいでしょうか。先ほど言ったように、この送付31-4、千代田区都市計画マスタープランの改定を住民参加型を進めることを求める陳情につきましては、継続という取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、継続という取り扱いで進めさせていただきます。

続きまして、2の報告事項に入ります。

進め方についてお諮りしたいと思います。環境まちづくり部（1）（仮称）区立麴町住宅整備について、この報告事項と、政策経営部の（1）（仮称）四番町公共施設整備について、この二つの報告について密接に関係しておりますので、先一括して執行機関の報告を求めたい、そして、その後、質疑をやりたいと思いますけど、よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。

それでは、まず（仮称）区立麴町仮住宅の整備について、執行機関から報告を求めます。

○加藤住宅課長 それでは、環境まちづくり部資料1に基づきまして、（仮称）区立麴町仮住宅の整備状況について、現在の状況についてご報告させていただきたいと思います。

せんだっての常任委員会のほうで、小枝委員のほうから質疑のありましたところを中心に、ご回答のほうをさせていただければという形で、ちょっと資料のほうを作成してみました。それでは、資料のほうをごらんください。

1、所在地でございます。千代田区平河町二丁目7番4号ということで、旧千代田保健所麴町庁舎の跡地でございます。

2番の施設規模でございます。鉄筋コンクリート造、地上12階、地下1階の延床約3,500平米でございます。

3番の整備内容でございますが、住宅は53戸、そして集会室、自転車置き場、ごみ置き場、それと、将来接続を予定しております地下鉄の連絡通路出口でございます。

4番の工期でございます。令和2年8月31日までということで、来年の8月ということでございます。

5番の整備・移転スケジュールでございます。平成29年12月に、こちらのほう（仮称）麴町仮住宅の新築工事契約・着工のほうをご議決賜り、その後、来年8月の末、先ほどご説明した工期のとおりの予定で、仮住宅のほうが竣工する予定でございます。

それから、令和2年の秋ごろを予定しておりますが、現在の区営四番町住宅・アパートの入居者の方々の仮移転ということで、これ、入居者の方々から、夏だとやはり引っ越しは厳しいというご意見もいただいておりますので、秋ごろという形で予定を考えてございます。

それから、令和6年度の予定ということで、（仮称）四番町住宅の竣工、そして、その下、住宅の入居者の方々の本移転というスケジュールで、現在、検討しているところでございます。

6番の工事進捗状況でございます。後ほど裏面のほうを見ていただければと思いますが、7月末現在ということで、地下の躯体工事及び防水工事を実施しているところでございます。



7番、東京メトロとの協議状況でございます。年内を目途に、協定等の締結に向けて東京メトロとの協議を重ねているところでございます。協議内容としましては、2点書かせていただいております。地下鉄連絡通路の規模、また構造、施工方法、それから地下の埋設物の移設や復旧につきまして協議をしております。また、その下でございますが、仮住宅の地下連絡通路を含めた工事費用、また維持管理費用の総額の精査。先ほど上段のほうで述べさせていただいた規模・構造・施工方法、また埋設物の移設・復旧等々含めました工事費用や維持管理費用の総額の精査や負担割合につきまして、現在、鋭意精査をしているというところでございます。

それから、裏面をごらんください。8番の現場の状況でございます。これは7月末に道路側から撮影させていただいたものとなります。躯体工事のほうが赤くマルしたところ、防水工事が黄色くマルしたところということで、1階の平面図、それから下に地下1階平面図ということで、写真を撮らせていただいたところは、地下1階の連絡通路のホームに黄色くしているのが防水工事、赤くしておりますのが躯体工事という状況でございます。

この資料についての説明は以上です。

○加島施設経営課長 それでは、私のほうから、（仮称）四番町公共施設整備について、政策経営部資料1にてご報告をさせていただきます。

（仮称）四番町公共施設につきましては、昨年度までの都市基盤整備特別委員会におきまして、その整備内容についてご説明をさせていただき、ご議論をいただいております。この企画総務委員会に報告するのは初めてということになりますので、少し経過を含めご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、この四番町公共施設の整備につきましては、四番町保育園、四番町児童館、区営住宅、集会室、これから成る建物のこの1棟の建物と、もう一棟、四番町図書館、四番町アパート、職員住宅から成る建物の建てかえ、いわゆる2棟を1棟として建てかえるものでございます。

このことにつきまして、都市基盤整備特別委員会の当初において、四番町アパートについての議論がなされまして、もう建てかえか、建てかえではなく長寿命化を目指す大規模改修ではないかという議論がございました。これにつきましては、平成29年12月の委員会において、四番町アパートについても建てかえで進めるということで整理をさせていただいたものでございます。

その後、1棟で建てかえるのか2棟で建てかえるのかのご議論をいただきまして、このことにつきましては、平成30年3月の特別委員会にて、1棟案で進めていくこと、これが整理されたということでございます。

その後、1棟案での基本設計を進めまして、1棟案の基本設計プランを昨年10月4日の都市基盤整備特別委員会にご説明させていただきました。で、そのときに、複合施設を整備する上でのメリットとして区が説明してきた、集約効果だとか利便性、施設間の相乗効果とか、それが具体的に反映されていないというようなご指摘をいただいたようなところでございます。

その後、配置の見直しをさせていただきまして、改めて12月5日の特別委員会に、修正した図面でご説明をさせていただき、ご理解をいただいた次第でございます。

その後、その基本設計のプランをもとに、実施設計に入りました。今般、実施設計がほ

ぼ完成し、今後、近隣の方々へのご説明や、工事発注の手続に入ってまいりたいと考えておりますので、本日は施設の内容とスケジュールについてご説明をさせていただきます。なお、このことにつきましては、本日、子ども部から地域文教委員会で報告するということにもなっております。

それでは、政策経営部資料1をごらんください。表面左側に計画概要を記載しております。建物名称としては、（仮称）四番町公共施設でございます。計画地は、四番町1-1、他ということで、場所は、地図で見ていただくと東郷公園の南西側に位置しているというようなところでございます。

用途に関しましては、図書館、保育園、児童館、集会室、区営住宅、職員住宅でございます。

敷地の面積は約3,300平米、建築面積としては約1,600平米、延床面積が約1万2,360平米でございます。

建物の構造としましては、RC造、一部鉄骨造がありますけれども、それと構造は、免震構造の採用というようなところでございます。

階数は、地下1階、地上12階という建物でございまして、建物の高さは、46.95メートルという形になっております。

右側のほうに配置図がございます。赤い印が、建物のそれぞれの出入口という形になります。上のほうから、地下1階に行く駐車場の入り口、右側が図書館と児童館、集会室の共用部分に当たるところなんですけれども、そちらの入り口。その下に、区営住宅、職員住宅の入り口。行人坂の上のほうの保育園の入り口、これは今までの保育園の入り口と変わってはおりません。そういった入り口の配置になっているというものでございます。

1枚おめくりいただきまして、地下から、今回、図面がなっております。で、先ほど申し上げた基本設計から大きくプランは、もちろん変更はしておりません。ただ、この地下1階の左側でございます防災備蓄倉庫、こちらは基本設計段階では北側に設けていたんですけれども、車両の寄りつきだとかは、こちらの今お示ししている案のほうがいいだろうということで、ここの部分は変更はさせていただいたというようなものでございます。

右側が1階の平面図でございます。図書館の全体の面積等と間仕切り関係は、特に大きく変更はしておりません。ただ、書架の配置が基本設計の段階ではちょっと斜めに設けたり、丸く設けたりというようなのを、少し書架の配置を効率よく整備したというようなものでございます。で、図書館、児童館、集会室の入り口、エントランスホールとなっているところが、こちらの複合施設の公共——共用部分の用途という形になっております。特に多目的便所、授乳室になっておりますけど、ここは赤ちゃん・ふらっとということで考えているようなところでございます。それぞれに、ここの共用部分でバギー置き場、または図書館のほうにもバギー置き場を設けて、子育て世帯の方々にも安心して利用いただけるような形ということで、ここを変更したようなところでございます。

あと、入り口の外部に関しましては、前回基本設計のときは、ちょっと丸くおさめているような形があったんですけれども、今回、これはあくまでもタイルだとか下地のデザインなんですけれども、そういった丸い形状はやめて、四角いフラットな形にしたというようなところでございます。

1枚おめくりいただきまして、2階と3階の平面図になります。2階は、行人坂のここ

ろから保育園の入り口があって、そのスロープがありまして、そこから上がっていただくというようなところでございます。新しく病後児保育室も設けているというようなところと、2階に関しましては、3歳児、4歳児、5歳児、そちらの保育室がメインであるのと、園庭、これ、約430平米の園庭が外部にあるというようなところでございます。で、上側の緑色に囲っているところは、図書館の児童図書の部分ということで表現をさせていただいております。

続いて3階ですけれども、3階は、下側の部分は保育園の0歳児、1歳児、2歳児の保育室等があるというところでございます。上の、ちょっと色がわかりにくいとは思いますが、ちょっと黄色く書いてあるところに関しましては、ここは児童館という形になります。学童クラブは、基本設計段階では1室大きく設けていたんですけれども、募集の規模があるということなので、今回は部屋を二つに分けて、学童クラブ室というような形で整備をするということになっております。

続いて、1枚おめくりいただきまして、4階の平面図でございます。こちらに関しては、児童館の遊戯室ということで、約400平米の遊戯室。天井の高さが7メートル。一部、ちょっと梁が出てくるところで低いところがあるんですけれども、高さは7メートルという形でございます。屋外広場は、新たに設けまして、ここの部分に関しましては、約235平米の屋外広場を確保しているというようなものでございます。

1枚おめくりいただきまして、5階、6階でございます。こちらは職員住宅になります。こちら基本設計からプランは変えておりません。職員住宅が24戸整備する予定で、1DKが12戸、2DKが12戸という形になっております。

続いて、もう一枚おめくりいただきまして、7階からもう一枚の12階までですね、区営住宅という形になります。トータルで54戸というところです。1DKで4戸、2DKが34戸、3DKが16戸という形の配置になっております。

1枚おめくりいただきまして、12階も含めた今の住戸数という形になります。

すみません。もう一枚おめくりいただきまして、8ページ目が立面図でございます。ちょっと色をかけておりますけれども、ブラウンをベースにして、住宅とその他のところで色分けをしているというような形のところを今考えているようなところでございます。

9ページ目、東立面図、10ページ目、北立面図、南立面図ということで表現をさせていただきます。

11枚目が断面図、12枚目も断面図です。

12枚目の断面図をちょっとご説明させていただきますと、基準法上は、先ほど言った地下1階なんですけれども、左側のこの下のほうを見ていただくと、地下2階になるような部分で、ちょっとここの辺の構造がかなりこの建物に関しては厳しいようなところでございました。隣地側に大きな山留工事を施せば、これはよかったですけど、なかなか大きい重機も入れられないということで、こういう描き方のところで、ちょっと工夫をしたというようなところでもございます。

今回このような施工方法をとりますので、若干今までお示しさせていただいた工程よりプラスアルファというものが生じております。また、白抜きで一番下の免震構造の下の白抜きで示している免震ピット下の耐圧盤、こちらが想像以上にコンクリートの量が多くなっているということになっておりますので、そういったものでスケジュールが少し変

動したというようなところがございます。

次に、工期について説明をさせていただきたいと思います。（発言する者あり）最後にスケジュールですね、すみません。一番上の段が、本施設の整備スケジュールでございます。

まず、9月末に早期周知条例に基づく説明会を開催させていただく予定でございます。その後、11月に紛争予防条例に基づく説明会を行うとともに、工事発注の手續、公告を行う予定です。工事につきましては、既存建物の解体中に新設建物の山留工事を着手することとしておりますので、解体と新築工事一体の工事発注、それを考えております。

工期についてでございますが、工事準備や地上解体、地下解体、山留工事、地下・地上の躯体内装工事、外構工事、検査期間ですね、そういったものを含め56カ月として、令和6年10月竣工という予定でございます。その後、移転が可能となりまして、早くて令和7年1月から使用可能予定というふうに考えております。

なお、先ほどもご説明しましたけれども、工期については、本年1月30日の都市基盤特別委員会、また2月5日の企画総務委員会に提出した資料では、「令和6年6月竣工予定」というふうに記載しておりました。その後の実施設計図面作成に伴い、工事量を明確にした工事段取りについて詳細に詰めたところ、土工事までの車両が頻繁に出入りする期間の近隣への対応で1カ月。躯体のコンクリート数量見直しで2カ月。一度に搬入できるコンクリートの容量というのが決まっております、そこら辺で多くなったというところで、最終段階での各種工事や各用途間での総合調整で1カ月必要になるだろうということ、令和6年10月まで工事期間が必要となったというものでございます。

次に、2段目から下をごらんください。四番町公共施設を整備するに当たり、関連する施設の状況について説明をさせていただきます。

まず、四番町保育園、児童館ですけれども、既に平成29年度から仮施設で供用を開始しております。日本テレビの土地を借りて仮設利用をしておりますけれども、土地の借用が令和4年度末となっておりますので、令和6年度末までの仮施設については、子ども部のほうで調整を行うことというふうになっております。

その下の段ですが、平河町二丁目の建設中の（仮称）麴町仮住宅です。1定で契約変更のご議決をいただき、令和2年、来年8月の竣工を目指して工事を進めているところでございます。来年の9月以降に四番町の方々に引っ越していただくことで、その後、四番町公共施設の建物の躯体の解体工事が本格的に稼働するというふうに考えております。

その下の段が四番町仮図書館のスケジュールです。既に移転先が決定しておりまして、事務所仕様の建物を図書館仕様の建物に改修工事中で、工期が年内までというふうに聞いております。その後、図書館独自の設備を設置することや来年1月15日に現図書館が閉所し、その後、図書移転準備と移転等の期間を経て、来年4月から仮図書館が供用開始というふうになります。

次に、その下の段の職員住宅ですが、本年の9月末までに居住者が全て移転することというふうになっております。移転には、既存の職員住宅や民間住宅の借上げも利用しております。四番町公共施設が整備された後も、一部の民間住宅借上げの職員住宅は残る予定でございます。

一番下の段の集会室ですが、来年3月末をもって一時休止となります。

最後に、四番町公共施設の施設についての議論に当たりまして、特に複合施設整備のあり方について、区有施設全般にわたり整理することというふうにご指摘をいただいております。なかなかその検討には時間がかかるという形になっておりますので、本日までご説明できる段階ではございませんけれども、今後ご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

報告は以上でございます。

○はやお委員長 はい。ありがとうございます。

○加藤住宅課長 すみません。委員長、住宅課長です。ちょっと補足をさせていただければと思います。

○はやお委員長 住宅課長。

○加藤住宅課長 はい。

すみません、現在、四番町施設整備ということで、9月末に早期周知条例の説明会があるというお話を今施設経営課長のほうからありましたが、住民の、区営の四番町住宅、またアパートの方々に対しても、早期周知条例の前に住民説明会のほうを実施したいと思っております。

以上です。

○はやお委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、ちょっと、これ、時間がかかるので、休憩を5分ほどとらせていただきます。休憩をとります。

午後3時30分休憩

午後3時38分再開

○はやお委員長 それでは、再開いたします。

ただいまの報告を受けていただきましたので、質疑、質問に入りたいと思います。（「平河町……」と呼ぶ者あり）何でもいいですよ。何でも受けて立つというわけじゃないけど。

岩田委員。

○岩田委員 住民説明会とかについてお伺いしたいんですけど、これはちゃんとした住民説明会は、こういうのが出て、決まってから、これから本格的なのをする感じですか。というのをまず一つ。

○はやお委員長 このスケジュールを……

○岩田委員 この今の分厚いやつの工事車両のルートって、どういうルートを通るんですか。一方通行が多いじゃないですか。それで学校も多いですし、その警備なんかはどうするんですかというのもお聞きしたいです。で、ちょっと細かいことなんですけど……

○はやお委員長 一問一答でお願いします。

○岩田委員 はい。じゃあ、今のところ、それで。

○加島施設経営課長 住民説明というのは、先ほどご説明した9月の早期周知条例という説明のことの質問でよろしいですか。

○岩田委員 はい。

○加島施設経営課長 で、よろしいですか。はい。それに関しましては、やり方としては、建物の計画が決まらなないと説明会ができませんので、こういった図面を用意して、これに

日陰図だとか電波障害だとかそういったものをくっつけた図面で説明会を開催すると、そういうふうな予定でございます。

○岩田委員 ふーん。

○はやお委員長 はい。

○小枝委員 ちょっとね、そのところが聞きたいわけ。

○はやお委員長 じゃ、関連ということ。

はい。小枝委員。

○小枝委員 すみません。今の説明会のところでは、非常に重要なので聞いておきたいんですけども、今、現段階、実施設計がもう固まったという段階に行っているわけですけども、それ以前に、つまり地域に対して説明をする。説明というよりは、まず、どんな建て方がいいですかというようなことも含めて、1回でも区民に開かれた説明というのは、しているのか、全く初めて区民はここで知ることになるのかという、それは参画と、何だ、協働からするとどういう考え方になるのか。その辺。

○加島施設経営課長 この四番町に関しては、所管が実は子ども部がプロジェクトリーダーなので、そこがやっているというのが事実でございます。その中で、特別委員会の中でもいろいろと利用者だとか近隣の方の意見を聞きながら検討しています。

それと、あと基本設計の段階で、パブコメをやらせていただいて、そういった形で積み上げてきたというようなところでございます。

で、小枝委員が言われる地域の方にどういった建て方をしますかというのが、ちょっとそこら辺がよくわからないんですけど、それは、1棟だとか2棟だとか、大規模改修だとかというそういう話まで戻るかどうかということになると、それはあくまでも、我々も委員会でご説明もさせていただき、整理していただいたということなので、こういった形の建て方で進めていきたいというふうに考えております。

○小枝委員 私がどう思うかということは言っていないのでね。事実はどうかということを知っているのも、もしこれが初めての説明会だとすると大変だなということなんですよ。地元の町会長さん、どのくらい、それじゃあこの計画について、プロジェクトリーダーが子ども部であるにしても、プロジェクトチームのメンバーなわけですから、加島さん。それだったらわかっているはずなので、大体どのくらいの方がこの計画について、まあこういうものだろうというふうに認知しているというふうに認識しているか。ええ。そこを。

○加島施設経営課長 はい。ちょっとなかなか難しい質問で……

○小枝委員 全然難しくない。

○加島施設経営課長 隣接している方々には、我々ちょっといろいろ影響があるので、ご挨拶してお話ししたりというところは、しているのは事実でございます。ただ、例えば1枚目の図にかぎ型になっているので、右側のところがマンションなんですけど、このマンションの方々に全員に説明したかということ、説明はしていないという形になります。

早期周知条例に基づく範囲を簡単にご説明させていただきますと、建物の2h、この建物が約50メートルなので、約100メートルの円ですね。そこの方々には、ポストイングで全て投函をして説明会をやりませう。説明会に来られない方は、個別に説明しますというような形になりますので、そういった意味では、初めてこの計画を聞かれる方がいるというのは、事実だというふうに思います。

○小枝委員 事実だけ聞いていますので。千代田区が住民が主役の区政というかそういうものであるとするならば、当然どんな公共施設をこれから50年、60年使うわけですよ。それを皆さんとともに考えるというプロセスがあってしかるべきとは思いますが、今回9月の早期周知説明会が、事実上初めての開かれた説明会になるというのが事実であるとするならば——そうですよね。この9月というと、今、えっ、（「8月」と呼ぶ者あり）8月でしょ。あれっ、日にちは言いましたっけ。じゃ、日にちを教えてください。

○加島施設経営課長 まだ決まってはおりません。

○小枝委員 ええっ。今決まって、きょう8月の26ですよ。それで9月に説明会をするけれども、委員会で日にちも言えないというようなそういうやり方で、区民は唯一の開かれた説明会を初めて聞くということになるということについて、これ、どういうふうに考え、何が起きているんですかという。どうしたらそういうことになるんですか。

○加島施設経営課長 まず、日程は決めてもよかったんですけど、まず、この当委員会に何も報告していなかったなということなので、報告して決めさせていただいたほうがいいかなということで、後になっているというのが、それは事実でございます。日程を決めて、9月何日だと決めて、きょうご報告するというのもできたのかなとは思んですけど、子ども部とも話をし、まず委員会に報告してから日程を決めましょうということで、本日の説明ということであれば、9月末、もしくはもう10月頭になるかもしれませんが、そこでも当然間に合うだろうということで、想定して決めなかったというのが事実でございます。

○はやお委員長 はい。ちょっと休憩します。

午後3時45分休憩

午後3時57分再開

○はやお委員長 それでは、再開いたします。

すみません。いろいろと早期周知等々、区民にご説明するきっかけというのはここですよ。あと、当然のごとく、これを基本設計を言ったりするときに、いろんなコンセプトだとかというのは、パブコメだとか、さっき話をしていましたよね。それが協働と参画ということで、一応住民の話を聞いて、執行権の中で、こういう基本設計、実施設計をしてきたという、ちょっと説明をそこだけは言ってもらわないと、ただ勝手に執行権でやってきたというわけではないでしょ。だから、そういう何か協働と参画的なこれを積み上げる上での段取りはこうしてきました。で、初めてその執行権でできたこの実施設計のやつを地域にお話しします。じゃあ、それで次の話とやるから、ちょっとそこだけきちっと答弁してください。（発言する者あり）

いいよ、いいよ。もうオープン。入った、入った。

施設経営課長。

○加島施設経営課長 近隣の方々、パブコメ等も含めてどういうふうにやってきたかというようなところでございます。

先ほど一番最初にご説明したように、1棟案で整理していただいたのが、平成30年3月8日でございます。そのときに、いろいろと議論の中で、結果として1棟案で基本設計を進めていくこととなったということで、そのときに、あわせて1棟案によりパブコメを行うこととしたということで、そこで実施をしているというところでございます。

○はやお委員長 そうだよ。

○加島施設経営課長 そこでいろいろと意見を聞きながら、基本設計の中でまとめて、先ほど申し上げたとおり、昨年12月5日に再度修正した案を特別委員会にご披露して、そこで了解をいただいてきたというようなところがございます。

○はやお委員長 そう。だから、何を言いたいかということ、手続・手順は、執行側としては、そういう形の中で確認をとってきて、一応キャッチボールをやってきたよと。それでこういうふうに。それじゃなきゃ基本設計だとか実施設計まで入れないんだから。

それで、初めてというよりも、こういうふうに積み上げてきたことを検討してきた総合的に判断して、私は今でも1棟案だとは思っていないけれどもね。でも、1棟案という、多数決までして決めたんだから。それは執行権として決めたんだから。それをきちっと堂々と説明して、そして、早期周知しますよということなんだよね。

で、何かといたら、もうそこを一応、もうここまで決まって、もうフィックスしちゃっているところについて、もう、一応、もう一度振り返って確認することはあっても、そこに戻ることはできないから。だから、そこであるということを確認した上で、質疑、質問をもう一度受けさせていただきます。

小枝委員。

○小枝委員 私が申し上げているのは、今回が初めて区民が知る説明会になるということ、かつては転ばぬ先のつえで、こういうところで初めてになれば、住民不信も出てくるし、行き違いも出てくるし、いい意見を区民からもらってもそこで後ろに戻れないというようなことになったりする。すると、平河町の麴町仮住宅のときみたいに、せっかくその場で駅の入り口の4番出口がパンクしているという意見が出ているのに、もうそれに耳を閉ざして、もうそこには寄り添えないような状況になって、結果的に無駄な時間と支出を後での混乱が出てきてしまった。

その経験からすると、今回も残念ながら私たちの意見は聞き入れられないで、説明会なしで、ここで早期周知条例で初めて言うことになってしまっただけでも、そこで出された住民の意見が相応に、行政、長い目で見て、説得力のあるというか、よりよい公共施設づくりになるなということについては、しっかりと聞く耳を持っていくというふうな、そういう姿勢で臨むということについてはよろしいですか。

○加島施設経営課長 はい。聞く耳を持って、臨みたいというふうに思います。

○小枝委員 そのことが、形式的なことにならないようにということと同時に、今、戻れない話だということには、おっしゃって、委員長からも言われたけれども、それでも説明はできなくちゃいけない。住民にしてみれば初めてのことだから、説明できなきゃいけないけれども、あのとき論点となっていたのは、複合型が複雑になれば、長期修繕や建てかえ時において、非常に困難がつかまとうよねという話だったと思うんです。

そこからすると、この50メートルに近い区営住宅、職員住宅がミックスされたこの建物というのは、30年後の長期修繕のときは、どこを仮施設にしてやる考えでいるのか。そして、60年後の本格建てかえのときには、どのようなやり方で建てかえていくという考え方をつくっているのかということは聞いておきたいと思う。

○加島施設経営課長 複合施設に関しましては、いろいろと議論があったというふうに思っております。その中で、今、小枝委員が言われた建てた後の30年後の大改修ということ



ころになるのかなというふうに思います。

今回、特に四番町で我々教訓になったのは、やはり上に住宅があった場合にどう建てかえを行っていくかということになると思います。特別委員会に中でも、長寿命化計画ということで、今度建物を建てた場合には、やはり、まずは60年を目指すというところだったかなというふうに思います。もしかしたら90年も目指せるのかもしれないですけど、そのときには、やっぱり30年のときを経て改修をする必要があるよねというところだと思います。

で、30年後にどうなるのかということを見ると、住宅に関しては、そのときに大規模の改修というのがあるのかどうか。給排水だとかそこら辺の縦系統だとかってあると思うんですけども、それに関しては、今回、スケルトン・インフィル、あとPSを外に出して、改修だとかを容易にするような形になっていますので、全員が出ていただいて改修というのは、ほとんどないのかなというふうには考えております。一方で、図書館、保育園の改修、大改修のときですね、そこはやはり出ていく必要が、一旦出ていっていただかないと、なかなか改修ができないというふうにはなるのかなというふうには思います。

ただ、今回、特にこの複合施設でいろいろと検討して工夫したのは、図書館が下にあったときに保育園の改修をするとき、通常のあるだと、先ほど図面を見ていただいたように、保育園の改修をするとき、図書館が下なので、図書館の天井を壊して設備だとかをやらなきゃいけないというのが通常なんですけど、今回、構造的に、梁を、逆梁といってスラブを下の方に下げて、そのスラブの中で保育園の床の下の中で配管できるようなという形にしておりますので、図書館が下にいたとしても保育園の改修はできるかなというふうには考えております。

で、どちらにしても、複合施設であろうがなかろうが、保育園を大改修するときというのは、やはり休みがないんですね。日曜日と夏休みもありませんし、年末年始ぐらいしかないので、大改修をやるときは、そのまま居ながら改修なのか、どこかに出て一旦移っていただくという、これはどうしてもそういう形が出ておりますので、今、小枝委員言われた質問にちょっと答えてはいないかもしれない、どこの場所というのは、ちょっと答えてはいないとは思いますが、どちらにしてもそういったものは出てくるということになってくるかなというふうには思います。

○小枝委員 答えられていないだろうというふうにおっしゃったんですけども、答えていないと思います。議論していた段階では、やはり我々も、勘としては、問題意識を持っていた人の勘は全く当たっていた。つまり、住宅とミックスでないほうが、非常にそういう建てかえ時はスムーズであるという指摘があって、いや、行政のほうは、断固としてそうではないということをおっしゃっていたんですけども、実際は、いきいきプラザのほうの経験知も入れていくと、やはり30年後に住まいがあるかないかというのは、大きな複合が複雑であればあるほど、大改修も全体的建てかえも、大きないろんな不可能というか、不可能に近いような状況が発生するということは、もう今経験値として積んでいる。また、委員長には悪いけれども、パークサイドプラザだって……

○はやお委員長 パークサイド。

○小枝委員 ばたばたと、もう決めちゃったからこれでとやっちゃって、まだもう30年しかたっていないのに……

○はやお委員長 何だって……

○小枝委員 セキュリティー上も排水管上も困難が発生しているという。こういう全く初めての経験をしているんじゃないで、もう既に踏み固めたバブルの時代の経験値が、30年目の今やってきているというところから、今ここを建てるのであれば、そこはかたくなにならずに、柔軟に行き戻りつしていく必要は、どっちにしてもあるだろうというのは、私の意見としては申し上げておきたいんですけど。それはとりあえず、意見は意見として、数字のところを確定させたいので、聞かせてください。

まず、基本設計、実施設計、設計にかかわる費用というのは、今幾らかかっていますか。それから、私は、都度都度、変更があるたびに、本体工事幾らですか、保育園の仮園舎は幾らですか、図書館も幾らですか、仮図書館幾らですかというのを全部聞いているんですね。その数字は、出してもらいたいんです。先ほど100億以上とおっしゃったけれども、もう、100億以上なんていうもんじゃないと思うんですね。その積み上げの、図書館の話ももう別の委員会を出ているようですし、その数字、設計費も含めて、かっちりとしたところを今回の変更点において出してもらいたい。

以前には、平成30年2月には、ランニングコストの向こう30年間の額まで出してもらっている。そういうところをきょうのような報告をするのであれば、しっかり出さないと、期間変わります、経費かかります、あと幾らかはわかりませんというわけにはいかない。

○はやお委員長 ちょっと待ってね。

まあ、一つは、先ほど指摘したように、複合施設のこと、そのところの整理については、先ほど課長の答弁のところにもあったように、そこはちゃんと、きちっと整理してください。何かというと、ここは、補助機関である副区長が言っていたように、パブリックスペースとプライベートスペースということをやったときに、今やって、保育園だとか図書館というのは、パブリックスペースなんです。執行権でどうにかしなくちゃいけないところ。でも、よく住宅というところについてはという話をいただくように、プライベートスペースをどういうふうにするかというのは、自分たちの住宅の基本計画の中に、この複合施設について課題であると言っていたわけ。

で、それを今回、それを乗り越えて、1棟のほうにメリットがあるといって執行権で判断したんだから。でも、賛成された議員もいるけれども、でも、その中でここに来たところ、しっかりともう一度総括しておいて、今後のところにやってください。

それと、今、経費について、今できるのかどうかということで、今の話をベースに次回に整理してもらおうのか、今また中途半端な答弁して、それで数字をやって、また違っていたと、滑った、転んだというわけにもいかないから、その辺も含めて答弁してください。

○加島施設経営課長 経費に関しましては、わかるところは、ちょっと口頭でご報告をさせていただきます。

まず、基本設計です。契約金額が4,752万でございました。で、実施設計でございます。1億3,975万2,000円でございます。全体の経費でございます。すみません。LCCに関しては、今、設備関係をまとめているところなので、ちょっとそれは後日に、申しわけないんですけども、ちょっとご報告させていただきたいなというふうに思っています。本体工事、四番町の本体に関しましては、まだこれ、発注しておりませんので、

予算でトータルで約103億というふうになっております。仮保育園、仮児童館が約5.8億、5億8,000万でございます。仮住宅に関しましては、新築工事、解体工事、設計等を含めて約24億2,000万でございます。仮図書館に関しましては、賃料だとか改修だとかを含めまして約6億。借上げ職員住宅に関しましては、10年間の借り上げを考えておまして、約4億8,000万。今言った金額のトータルが、約143億8,000万でございます。（発言する者あり）

すみません。LCCだけ、ちょっと、本日、ちょっと述べられないです。

○小枝委員 百四十三……

○加島施設経営課長 143億8,000万でございます。

○小枝委員 それは、麴町も入っている。

○加島施設経営課長 はい。全部入っています。はい。（発言する者あり）

○はやお委員長 100億だけだ。

小枝委員。

○小枝委員 それは、当初幾らでと考えると、今その金額になっているかというところは把握していますか。

○加島施設経営課長 当初幾らというのか、たしか1年半前ぐらいの決算か特別委員会か何かの資料で、口頭で子ども部のほうからご説明したときは、たしか105億とかそのぐらいの金額だったというふうに考えております。（発言する者あり）

それは、四番町の本体の工事費が75億とかそのぐらいの金額だったかなというふうに思っています。すみません、ちょっとうろ覚えで申しわけないですけど、そういうようなところだったと思っています。

○小枝委員 その本体工事が、そこまで、103億になったというのは、原因とかどこを。今予算ベースでということですけども、それは床面積がふえたから。どういう考え方ですか。

○加島施設経営課長 それも、特別委員会の中で資料をお示ししてご説明をさせていただきました。ちょっとその資料を確認してもよろしいですか。

○はやお委員長 それじゃあさ、きょう一応、結局は、この工期が延びることによって幾らになったのかと、その増減の数字が大切な話なので、ただべたで言われるよりは、当初の金額はこういう計画でございましたと。それで、これを延びることによって、増額がこうなって総額でこうなりましたというわかるやつを次回までにつくってくださいよ。それで、また――いいですか、もっと……

○小枝委員 いいです、いいです。うん。ちゃんとしたものが出たほうがいいです。

○はやお委員長 のほうが、また数字があれだと、なんで。正確な数字で行きたいと思えます。

施設経営課長。

○加島施設経営課長 はい。了解いたしました。

○はやお委員長 はい。

○小枝委員 その上で。

○はやお委員長 小枝委員。

○小枝委員 それで、資料を出していただくという方法が一番いいと思いますが、公共施

設の総合管理方針というのを千代田区はつくっていて、将来的に修繕も含めてライフサイクルコストというものを考えながらつくっていくという考え方となっているんですね。

それに基づくと、先ほどの、じゃないか、じゃないかという話が幾つかありましたよね。30年後にこうじゃないかと。その、じゃないかというので進めてしまうというのは、やっぱりあり得ないと思うんですね。かといって、机上の空論で、何ていうか、押し込められてもいけないんですけれども。

やはり区民に誠実に説明できる、そういうものを持っていなければいけないだろうし、区民は30年後も60年後もそこにいるという考え方になりますので、負荷を背負うのは住民なわけですから、それでいて、パークサイドにおける経験知もいきいきプラザにおける経験知も区民は持ち合わせていないわけです。私たちは議員だからたまたま持っている、議員だからたまたま感している。そのことを区民に知らさずに通過してしまうというのはいけませんので、ここは、しっかりとその説明も、ライフサイクルコスト、長期的な見通し、どのように、将来的に、何年使いたいと思っているのか。そしてコスト面においてはどうか。そういうことをちゃんと説明できるようにして、早期周知の説明会に入らなければ、説明会にならないのではないかと。特に、今、熱いまなざしの地域ですので、そういう意味では、誠実にしっかりと説明し切るということが、せめてもの誠実な態度じゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○加島施設経営課長 はい。今、小枝委員言われたようなライフサイクルコスト、千代田区公共施設等総合管理方針、こちらのほうもちょっと見据えて、そういった資料をまずは委員会のほうにはご提出させていただきたいなというふうに思います。

また、別に、早期周知条例に関しましては、今、小枝委員言われたような形の対応もとっていききたいなというふうに思っております。

○小枝委員 ごめんなさい。説明会で入っちゃったんで……

○はやお委員長 いいですか。

○小枝委員 まだある。

○はやお委員長 はい。

ほかにございますでしょうか。

○岩田委員 さっきちょっとまとめて質問をしようとして、すみません。

ここ、学校が多いところで、一方通行も多いじゃないですか。工事車両のルートなんかは決まっているんですか。そのときの警備体制とかはどうなっているんでしょうか。

○加島施設経営課長 まだルートは決まっておられませんけれども、この図で行きますと、この右側ですね、九段小のほうから入ってきて、そちらのほうに抜けるというのが一般的な交通車両ではないかというふうには考えております。そこら辺に関しましては、工事業者が決まった段階で、いろいろと打ち合わせをしながら、工事車両の時間等も含めて調整していくというふうな考えでおります。

○岩田委員 なるほど。

ちょっと工事関係で、ちょっとまた別のところなんですけど、防水工事をやるじゃないですか。で、防水工事というのは、完璧にやっても何年か後にはそこが風化したりとかなるじゃないですか。この防水工事というのは、吹きつける方法とかゴムシートを敷く方法とかありますけど、どういような感じでやって、それは、何年後にまた修復とかそ

うのを考えているんでしょうか。

○加島施設経営課長 今回の防水工事と言われたのは、仮住宅のほうの防水工事ですね。そちらの資料のやつですね。

○岩田委員 はい。

○加島施設経営課長 はい。これに関しましては、アスファルト系のシートを使った防水工事です。で、ここは、もう地下に埋まっちゃいますので、新たに何十年後かにあけてやるということも、まあできなくはないんですけど、なかなかそういった形にはしないと。で、基本的にこの地下で、湧水というんですけれども、漏水というよりは湧水が発生した場合には、地下の排水ピットから排水を流すというようなところをやっておりますので、ここから多少水が流れてきても、それは問題ないような構造にはするというような状況でございます。

○岩田委員 ありがとうございます。

○はやお委員長 いいですか。はい。

ほかにございますでしょうか。

○木村委員 仮住宅の問題もありましたし、四番町もそうなんだけれども、その前提というのは、居住者、区営住宅の居住者の合意だと思うんですよ。これ、合意形成はどういう状況でしょうか。

○加藤住宅課長 現在、個別でご相談のほうに感じさせていただいているところではございます。さまざまなお声をお持ちであったり、また不安な声といったところもお聞かせいただいております。そうしたところにつきましては、今も前も変わらず、さまざまご意見をお聞かせいただいて、受けとめさせていただいているというところがございますが、ただ、一定の期間、また方向性をもって取り組んでいかなきゃいけないといったところも事実でございます。

今回、早期周知条例の前に、住民の説明会、居住者の方々を対象にした説明会のほうをやらさせていただきます。またその中で、またさまざまなご意見のほうもいただけるかと思っておりますので、その中で、こういったご意見をお持ちで、またこういったことをご不安に思われているのか、再度確認のほうをさせていただきながら、どういう形になるかといったところがございますが、なるべくスケジュールに沿う形で、移転のほうを進めさせていただきたいなというふうに考えております。

○木村委員 百四十数億という莫大な税金を使いながら、これほど住民参加、住民合意がないがしろにしながら進められた建設というのは、私も、珍しいぐらいですよ。（発言する者あり）この進め方というのは。

先ほどマスタープランで住民参加、双方向型というお話があったけれども、一方通行のまま、いよいよ実施設計で、早期周知条例に入ると。本当にこれでいいのかと。恐らく仮に強行したとしても、その後の恐らく住民のコミュニティはばらばらになっちゃうんじゃないかと。私はそういう心配をすごく持っています。

何ていいまいしょうかね、説明会と言ったでしょ。説明会は意味ないんですよ。決まったことをどんなにどんなに説明したって、居住者の皆さんの不安の一つも答えようとしなんだもの。不安に答えて方針が改善されて、住民の方は行政を信頼するんですよ。幾ら言っても無視し続けられた数年間ですから、もう行政不信は深刻です。

住民の合意、納得というのは、この事業の大前提だけれども、恐らく私の感触だと、十数世帯出ないと思います。（発言する者あり）要するにね、引っ越したくないじゃないですよ、引っ越せないんですよ、もう。弱い80、90の方ですよ、手術をして、かかりつけ医が近所で、平河町に行ったら命がなくなると。こういう状況ですよ。どうやって説得するんですか。一人一人に寄り添うと言ったけれども、全然寄り添ってくれなかった。それで説明会をやったって、何の意味ないですよ。

まず、今必要なのは、行政が居住者の要望にまず真摯に耳を傾けることなんです。で、どれだけ答えられるか、最大限検討し、答えていくと。この積み重ねがない限り物事は進みません。説明会じゃないんですよ、住民の要望を聞く会なんです。これは、直ちに取り組む必要あると思うんだけど、いかがでしょう。

○加藤住宅課長 はい。ご指摘いただきまして、改めてまた深く認識したところではございますが、説明会、もちろんこちらの四番町の説明というの、あるいは仮住宅のほうの説明もさせていただきながら、その後、個別に相談のほうにも応じさせていただきたいと思っております。その上で、皆様からのご意見を頂戴しながら、どういう形が一番最善で、このプロジェクトをスケジュールに沿う形で持っていけるのかといったところにつきまして、考えさせていただきながら、進めさせていただきたいと思っております。

○木村委員 仮住宅だって、出入り口をつくったのはいいけれども、いつ地下鉄とつながるかわからないわけでしょう。数億円という金で、税金をつぎ込んでね、そういう工事を進めているわけですよ。その結果、計画もおくれて、ある居住者は、あの計画もうなくなったんでしょという方、いらっしゃいました、数日前。そういう状況ですよ。で、いきなり早期周知条例でこうやりますと。これは、もう住民の方は、これまでの行政不信にさらにそういった気持ちを大きくする、せざるを得なくなると思いますよ。

で、早期周知条例の前に説明会を行うというふうな話だったけれども、それは、住民の皆さんの要望を聞くということで設定して、それで、まず失った行政の信頼を少しでも回復すると。そういう位置づけに変更できないでしょうかね。

○加藤住宅課長 そうですね。どういう形でできるかといったところによりますが、もちろんご要望を聞いて、全てが全てこちらのほうで受け入れられること、また受け入れられないことあると思いますが、とりあえずいただいたご意見を全てお伺いしながら、どういう形で対応できるかといったところを真摯に考えさせていただいて、回答のほうをさせていただきたいと思っております。

○木村委員 そういう努力をしていただきながらも、物理的に引っ越し作業が難しいという方も出てこられました。それから、行政の説明に対して納得いかないということで、建てかえる意味がわからないという方が、相変わらず相当いらっしゃいます。だって、そうでしょう。数億かけて給排水管を全て新しくして、やれ改修工事が終わったのかという報告会だと思ったら、建てかえるという説明会だったと。こういうことがずっと続いてきているわけで。それで、莫大なお金をかけて建てかえる意味がわからない。こういう状況が今なお続いているんですよ。

それで、あそこにずっと残るといった場合、行政はどうするんですか。立ち退き、一軒一軒、明け渡し訴訟を起こすんですか。

○加藤住宅課長 まだどうおっしゃるのかといったところ、直接ご意見を聞いたわけでは

いので、ちょっとそこについては何ともお答えしがたいところでございますが、極力ご意向のほうを伺いながら、どういう形なのがベストで、もちろんベストだけじゃなくてベターなところも含めて、入居者の方々のお気持ちのほうを確認させていただきながら、どういうふうな対応ができるのかといったところについては、先ほどと繰り返しですが、ちょっと真摯に受けとめて、お話を聞かさせていただいて、対応できるところについては、対応させていただきたいと思っております。

○木村委員 ぜひ、そういう努力をしていただきたいと思います。

で、そういう話を聞く会を設けて、次の日に早期周知条例の説明会になると、これはもう、信頼関係も何もないんで、その辺はきちんと行政として要望を受けて、検討をして、改善できるものは改善し、その上で早期周知条例の説明会という形に行くのが、本来じゃないかと思うんだけど、その辺は、きちんと酌み取っての今後のスケジュールの見直しも含めてですよ、進め方をご検討いただけるんでしょうか。

○加島施設経営課長 はい。ちょっと明確に、じゃあ変更しますとか何とかというのは、ちょっとどのようなご意見が出るかもわからないので、どういった対応ができるか、できないかということもありますので。それは、今の木村委員のご意見はちょっと受けとめさせていただきたいなというふうには思っています。そういった意味で、ちょっと日にちも決めていなかったというのを、いろいろここでご意見も出るかなと……（「また、本当にもう」と呼ぶ者あり）ということもありましたので、すみません。余談ですけども、そういったようなところでございます。（「そうだよな」と呼ぶ者あり）

○木村委員 ちょっといいですか。

○はやお委員長 木村委員。

○木村委員 きょう、実施設計のご報告をいただいたんだけど、これは、2棟を同時建てかえて1棟にしていくという、そういう進め方でこられたんだけど、技術的にですよ、技術的に、例えば1棟のみの建てかえというのは、今回の実施設計で、ちょっとそれは可能なんですか、見直しというのは。（「えっ」と呼ぶ者あり）

○はやお委員長 えっ。

○木村委員 いやいや、技術的に可能か。やれとかやるなとかということじゃなくてね。この……（「1棟をやめる」と呼ぶ者あり）そうそうそうそう。（「2棟にする」と呼ぶ者あり）2棟を1棟に建てかえ、これ、どうしても難しいと。今、こういう社会ですから、何が起きるかわからない。直下型地震が来るかも、そういう状況ですから。技術的にいわゆる1棟のみの建てかえ。子どもたちの施設というのは、これはもう、誰もが老朽化の改善という点では一致できるので。例えば状況によって、技術的に例えば1棟のみの建てかえということは可能なかどうか。今回の実施設計を踏まえてね。

○加島施設経営課長 はい。1棟のみの建てかえということになると、この1棟案で、きょうお示した用途、面積。それは確保できないという形になります。

○木村委員 それはわかりますよ、それはわかります。

○加島施設経営課長 はい。そういったものを確保しなくてもいいということであれば、技術的にはできると思います。（「技術的……」と呼ぶ者あり）

○はやお委員長 林委員。

○林委員 いろいろ複合施設の課題は、まだそろっていないというお話だったんで、仮に

もう一回2棟にすると、4,700万の基本設計と実施設計の1億3,000万というのが無駄になるという形になるんですね。

あと、もう一つ時間軸で確認したいんですけども、この表を見ると8年なり10年なりですね、平成27年から。複合施設、先ほど委員長が整理されたパブリックスペースとプライベートスペースを合体すると、やっぱり建てかえのときは、10年スパンで行かなくちゃいけないというのが経験則でわかった。まあ、これ、10年で済むかどうかわからないですけどね、どうしても引越したくないという方がいれば。

こういう課題が出てくるのが、執行機関から、経験則として複合施設の問題点だというのが出てくるという受けとめでよろしいのか。

○加島施設経営課長 はい。今、林委員言われたように、この四番町、麴町の仮住宅も含めて、相当我々は、今回いろいろな経験をしたというところだと思います。それは、やはり複合施設、複合施設限定ではないと思うんですけど、建物を建てかえるときに、やはり仮の施設だとかそういったものの用意。今住んでいる、特に住宅の居住者の方がいらっしゃるだとかということを含めると、やはり長期的なスパンに伴って、計画を進めていかないとそれはうまく進まないというのが、今回経験できたところでありまして、今後の複合施設の整備の考え方、低未利用も含め、現在の区有施設と使っているところも含めて、そういったところでは、そういった視点で物事を考えていかなければならないというようなところだというふうに考えております。

○林委員 今、時間軸の話をしたんで、例えばですけども、四番町が変わるであろう1棟の西神田小学校の跡地。あそこは小学校でパブリックなものだったわけですね。ここに住宅棟を重ねたと。パブリックからプラスプライベートを入れると、すぐできないことはない。ところが、住宅にお住まいの方がおられると、時間軸が延びていくわけですね。

ためしにちょっとコスト計算の、先ほど言われた。四番町保育園・児童館の仮園舎で、日本テレビさん、放送網さんから無償でお借りしているわけですよ。これをコスト計算すると、工期で今83カ月まで延長しましたけれども、この工期のとおり行くと、どれぐらいが日本テレビさんのご負担になる。要は千代田区が利益を日本テレビさんから受けている形になる。これが民間の土地を借りると、143億にプラスアルファされるわけですよ。どれぐらいというふうにコスト計算されているんですかね。

で、もう時間もあんまり遅くなると。結局、パブリック、保育園だけになるとこんな時間は必要なかった。仮園舎のときも短期で行けた。二、三年ちょっと借りて、壊してつくればよかったという形で、今後上がってくるであろう複合施設の課題というのは、一体コスト計算、時間軸ですよ、年数で10年スパン、実際、仮をつくってと、ぐるぐる回す大プロジェクトになっちゃうというのは、どういうイメージで出てくるのかなというのが、今回の反省と課題を踏まえた上で、それを共有しない限り、この150億になってしまうかもしれないプロジェクトの、日本テレビの土地代も入れるとですよ、全く無駄になってしまうんで、そこまで踏み込んだ形の複合施設のあり方というのが出てくるんですかね。

○加島施設経営課長 まず、前段のちょっと日本テレビの土地のお金出して借りるとしたらどのぐらいなのかというのは、ちょっと把握できていないので、どのぐらいですという話は、ちょっとできないんですけども。やはり複合施設整備の考え方の中において、いろいろな考え方をしなきゃいけないんだろうなというふうには思っております。その中で、



やはり将来的にどのぐらいの経費がかかるかというところの検討の中に、どこまでそのところが入られるかなというところは、それはやっぱり、ちょっといろいろと頭を悩ますようなところなのかなというふうには思っています。

すみません。ちょっと答弁にはなっていないのかとは思いますが、明確にこういうときはこう入れるべきだというところが、出せるもので整理できればいいなとは思っているんですけども、ちょっとそういった形で出せるかどうかというのが、今頭の中ではちょっと整理できておりませんので、ちょっと申しわけないんですけども、そこら辺は今後の検討の中でいろいろとご説明したいなというふうに思っております。

○林委員 続いて、工期に――わかりました。ぜひ、時間軸も含めて出していただきたいと思います。

で、工期のほうなんですけれども、ちょうどこの最後のページの13ページに、できたらいいなというラインだと思えますけれども、工程表が出ていると。これまでの企画総務委員会でも議論になったんですが、ちょうど斜め向かいの東郷公園の工期というのが、このレベルで行くと、ちょうど同時期に始まるようなイメージでよろしいんですかね。解体工事ですとか公園整備のほうか。

○谷田部道路公園課長 今、東郷公園の話が出ましたので私のほうからちょっとご説明させていただきますが、今現在、土壌の関係等で、今、工事も中断しているという状況でございます。この部分につきまして、きちんと今の協議会の中で議論をして、その方向性を整理した段階で工事を進めるという、今、段階にあるんですけども、そこがちょっとまだ見えていない段階がございますので。今、目指すべきは、年内、今年度内には工事を再開したいということで考えていますので、始まりが、開始はいつかということであれば、それは未定ではありますが、目指すべきところは年度内ということで、今考えているところでございます。

○林委員 そうしますと、議論を戻すつもりはないんですけども、ここの東郷元帥記念公園と四番町図書館、児童館、保育園というのは、かなり貴重な場所だった。野外空間も近所にあった、歩いていけるところが。これが土壌汚染と工期で、これから先工事で使えない期間が、今もクローズしていますから全く使えない期間が数年間続くと。合わせて、四番町の児童館も今はかなり子どもの足で離れた日本テレビ側に行っている。で、子どもたちが集っている図書館、これも遠くに行ってしまうという形で、機会の損失というのが、ここから向こうやっぱり七、八年ぐらいは、なかなかこう、徒歩圏内で子どもたちが外でも遊べて、本も読めて、飽きたら、暑かったら児童館に行ったという、こう、いい時代のものが使えなくなるというイメージでいいんですかね。

これ、全体の区政運営全体の問題になってくると思うんですけど、施設整備計画そのものの。どれぐらいの期間、子どもたちがこの四番町と三番町の結節点というんですかね、何もばらけてしまうという受けとめでよろしいんですかね。その辺の総合調整というのは子ども部がやられているんですかね、やっぱり。子どもの視点中心なんで。

○加島施設経営課長 子ども部がそこまでちょっと調整しているかどうかというのは、すみません、ちょっと把握していなというような状況でございます。

東郷元帥記念公園に関しましては、先ほど道路公園課長がお話ししたとおりで、四番町に関しましては、もうこのスケジュールどおりという形になりますので、令和6年の10

月までは——令和7年1月ですね、までは、そこで子どもさんたちがちょっと遊べると、使用できるというのは、ちょっと残念ながらないというのが事実でございます。

○林委員 ぜひ、総合的に工期も含めて、今後のこの宿題を、今回の課題を含む——こない場所、なかなかないですけども、西神田コスモス館も多分同じだと思うんですよ。目の前に公園があって、保育園があって、児童館もあって、上に160世帯——180世帯あると。大変なんで、ぜひこの経験則を生かしてもらえそうな執行機関の複合施設のあり方を出していただきたいんですね。

で、あとは、ちょっと設備の内容もちょっとだけいいですか。一瞬だけ。

○はやお委員長 はい、どうぞ。

○林委員 1ページで、これ、特別委員会で随分話して、子ども部長はいい点数だといった1棟案で、僕自身も2棟案で、もっと子どもの園庭を広げたかったんですけど。1ページ目のすごい気になる園庭のところなんですけども、一番角になっている右下のところの、ここにトラックがあって、その脇のところに鉄棒と砂場みたいなのがあるんですよ。これをこの三角の下のちょうど高台になっている崖のところに移してもらいたいと言って、委員長も何か子どものためにと、前の特別委員会もなったんで、これって実施設計まで行ってしまったんですけど、この辺ずらせるもんなんですかね。要は、トラックのところというのは、できるだけ広くしてあげると、子どもたちが元気に遊んで、砂場があると、トラックの端っこの部分とか鉄棒の部分が使えなくなったりするんで、どうなのかなというのと。あわせて、今さまざまな東京オリンピック・パラリンピックで問題となっている、暑い。で、今、子どものほうでは、暑さ指数というのがあるんですよ。31度が35度以上になっちゃうと、外へ出て遊べないとか、プールでだめだよというのがあると。

こういう園庭を道路公園課でやっている遮熱性塗装みたいな形で、まあこれ、あんまり踏み込んだら子ども部の所管になってしまうんですけど、まだ整備のなんで。いろんなピロティーのところもそうなんですけど、遮熱性のものを入れられるのかなと思って。

（発言する者あり）温度が要は31度を上がらないで、遊べるよと、ずっと遊べるよという形で行けるのかなというのが、実施設計が終わっちゃった後なんですけれども、できるのかなというのが。ことしからちょっと遊べなくなってしまったんで、暑くなって。

○加島施設経営課長 前段の、この鉄棒と砂場に関してでございます。これ、保育園の入り口からスロープでここをずっと上がってくるところなので、擁壁というかそういったところがどうしても出てきますので、ちょっとこれはまた受けとめさせていただいて、検討をさせていただきたいなというふうに思っています。

遮熱塗装に関しましては、技術的には、もちろんできかないというところがございます。遮熱って、基本的には反射させるような形なので、逆に園児たちが明るい日にまぶしいとかということもちょっと考えなきゃいけないので、そういった面も含めまして、いろいろと検討させていただきたいなというふうに思っております。

○はやお委員長 はい。いいですか。はい。

それじゃ、今、さまざまな要望だとか質疑、質問がありました。結局、いろいろな話の中で、工夫、改善——あ、まだ、まだ。（発言する者あり）あ、麴町。はい。

じゃあ、小枝委員。

○小枝委員 ちょっと麴町のほうは後でと思って。きょう、先ほどの数字の中で、地下の

東京メトロのそこら辺の金額については、どういうふうに見積もられているの。入っているの、入っていないんですか。あとは、地下道、地下の接道というんですか。これはどういうふうに計算されているんですか。

○加島施設経営課長 まだ、どちらがどう負担するかというところが決まっていなくて、入っているところでも、あそこのご議決いただいた地下の麴町住宅の下に設けている通路。これに関しては、区が今工事を行っているところなので、区の契約相手方に対する金額ということなので、先ほど言った24億2,000万の中に、その工事費も含めて入っているというふうなところがございます。

○小枝委員 まあ確認だけなので。地下のエレベーターとか道の、道路のところの5億円は入っている。いや、貝坂通りに出るところのほうですよ、貝坂通りまでのところ。これは5億円は入っている。それで、貝坂通りに入ったところの金額については、今の流れでは入っていないというんでしょうね。

じゃあ、入っていないとするならば、その一番何ていうか、総額で幾らでというのは、もう出ているんですか。出てないとしたら、いつ出るんですかというか。今の段階で、もう、何ですか、私たちが選挙をやっている前の前のずっと前の話ですから。それで、契約は、結果的にあのときは、紙の一枚も取り交わしていないと。ただ会議にメトロの方が参加しているので大丈夫でしょうという話だったんですけど、（発言する者あり）その件は紙の取り交わしがあったんですかという。

○加藤住宅課長 先ほどの環境まちづくり部資料の1のほうの一番下の7、東京メトロとの協議状況というところでご説明のほうをさせていただきたいと思います。今現在まだ紙のほうで何か取り交わしているかという取り交わしてはならず、そちらについて年内を目途に協定等の締結に向けて協議を重ねているという状況でございます。先ほど言われたトータルの工事費用や今後発生してくる維持管理費用についての総額の現在精査をしているところでございますので、そちらについてちょっとまだお示しができないといったところについて、ご理解を賜りたいと思います。

○小枝委員 年内をめどに――精査というのは、細かい点を詰めるということはある、残るとは思うんですよ、最後まで。だけれども、大枠のところは、いつまでも先延ばしする話でもないし、土台としてこういう、このことについて取り組みましょうという、ざっくりとした、そういうのを何ていうんですかね、協定書というんですか。やっぱり違った組織とのお金のやりとりが発生する合意事項ですから、全く会議に参加しているから大丈夫でしょうレベルで、最初の3月のときは、区民に監査請求で違法だと言われて、わあとなっていたときは、それだっておかしいけれども、それからもう半年もたとうとしているのに、それでもまだ、いや、年内ですという理由がよくわからないし。そういう状態で、そしたらこの総体としての金額も区民に説明できないし、（発言する者あり）大枠はこの辺だけれども、この点については、協議がまだ進行するという説明もできないわけですよ。（発言する者あり）

それで、納税者である区民にこの工事の意味が、平河町も含めて大きなところでは四番町も含めて説明ができるのか。たとえ議員の何人かがそうですねと言った人がいたとしても、やっぱりこれは、区民に対しては説明ができない状況が発生しているということに、時系列的に、時間軸的に、今となっては言えるんじゃないかと思うんですけど、何でそん

なに。総額ぐらいいは出していただきたい。それから、技術的に可能かどうかぐらいいは出していただきたい。

それから、協定書ぐらいいは交わして出すべきでしょう。私は反対したけれども、賛成した方に対する誠意としても、執行機関が執行するに当たって約束したわけですから。それをいつまでもあやふやな状態であるというのは、むしろ賛成された方たちに対して失礼だし、区民に説明のできない事態になってくると思うんですが。

○はやお委員長 はい。休憩します。

午後4時47分休憩

午後4時55分再開

○はやお委員長 再開いたします。

環境まちづくり部長。

○松本環境まちづくり部長 まず、四番町のアパート及び住宅の居住者の方々へのご説明の点でございますけれども、住宅課長が先ほど来申し上げておりますのは、この仕組みに基づく早期周知の説明会、そこで周辺の方にご説明するような内容は、それよりも以前に、絶対居住者の方にはまずご説明をし、それに加えて、それで個々の方々に今後どうしていくかということの説明をするという意味で、その前にきちんと説明をするということでございますので。そちらは、当然早期周知の説明会とは違って、お知らせすべきことはきちんとご説明した上で個々の説明にまっさに入っていくという、そういうことの入り口になるということでございます。

当然、それぞれの方の医療の必要性、あるいはどんな介護を使っているだとかとか、そういうのは、これまでも把握はしてございますけれども、そういった状況というのは、刻一刻と変わってくるものでございますので、またそうした説明会を機に、再度そういったことも確認をし、移転に向けてご理解いただけるような説明を丁寧に進めてまいりたいと、そういう趣旨でございます。

そして、2点目の平河町の麴町仮住宅のほうでございますけれども、東京メトロとの間で、文書による協定などの取り交わしをできるだけ早く締結するということの必要性については、私も痛感をしておるところでございます。

資料にも書きましたが、やはり地下通路の、貝坂下の地下通路の規模、構造、施工方法、あるいは地下の支障物をどこまで動かすかとか、そうしたことによって、総額が大きく変動が起こり得ますので、今、そこら辺のことをまっさに具体的に協議をしております。

ただ、これまで麴町住宅の地下の部分が、とりあえず、今、区が全額払う形にはなっておりますが、それについてもメトロのほうの負担を求めたいと思っておりますし、逆に貝坂下のほうについては、やはり一部、区のほうが負担をするような形ですので、今5億7,000万見込んでおりますけれども、若干それを、ふえるようなことはあろうかとも思いますけれども、極端な形にならないような形でまとめたいというように思っておりますが、いずれにいたしましても、できるだけ早く協議を調べ、またご報告をさせていただきたいと思っております。

○はやお委員長 はい。部長答弁、今のところもその立場でしたらそうなんでしょうけれども、ただ、委員会としては、一つは、住宅にお住まいの方に寄り添っていただいて、そしてそこが大きな工程管理の一番重要なところですので、そこを丁寧に丁寧に、そして寄

り添って、そして今まで言っていたように、吸い取り紙のようにしながらということまで来ていますので、ここをしっかりと丁寧にやっていただきたいということを申し述べます。

そして、また大前提は、このところというのは、例の仮住宅については、本来メトロがやるべきところを私どもの区のほうが地域を総合的に判断して投入すると。だから、交渉については、当然のごとくメトロの負担を大前提に、そして、またさまざまな財源確保の対応を全庁的にやっていただいて、対応していただくということをもう一度重ねて申し述べますので、委員会としてはそういうふうにお伝えしたいと思います。よろしいでしょうか。

○松本環境まちづくり部長 委員長——環境まちづくり。あ、いいですか。

○はやお委員長 よろしいでしょうか。

○松本環境まちづくり部長 いいです。

○はやお委員長 よろしいでしょうかね。はい。

で、四番町につきましては、重ねて申しますけれども、これ、重要な大きなプロジェクトですので、節目節目の報告を委員会にさせていただきまして、それについてよろしく願いたいと思います。

それでは、四番町につきましては、以上で終了させていただきます。よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。

続きまして、令和元年度都区財政調整 当初算定結果の概要について報告を求めます。  
財政課長。

○中田財政課長 それでは、政策経営部資料2に基づきましてご報告を申し上げます。こちら、東京都の都区財政調整交付金につきましては、例年、当初算定後に本委員会にご報告をしております、今年度も同様にご報告をするものでございます。

まず、裏面をお開きいただきたいと思います。こちらで財調の仕組みを、算定の仕組みを載せてございます。

左端の東京都というところの四角囲みをごらんください。通常の市町村ですと、市町村民税の法人分ですとか固定資産税、特別土地保有税は、市町村で徴収をしております。しかし、特別区におきましては、こちらの三つの税、調整三税と呼んでおりますけれども、こちらを東京都が徴収をしまして、そのうち45%を東京都分、55%を特別区分ということで分け合う仕組みになってございます。この55%の特別区に交付されるものですが、こちらにつきましては、さらに95%を普通交付金、5%を災害時等の特別の状況等を考慮した特別交付金ということで、交付するルールとなっております。

一方、普通交付金の算定につきましては右側の図になってございまして、普通交付金につきましては、各区別の基準財政需要額から基準財政収入額を引いたマイナスの額が補填されるという仕組みになってございます。こちら、具体的には、円柱の図にあるとおりとなっております、国の地方交付税を算定する仕組みをもとに考えられたものになってございます。

基準財政収入額につきましては、特別区のたばこ税ですとか区民税などから算定をされ、需要額につきましては、各必要な需要額の費目ごとに算定されるという仕組みになってご

ざいます。

そちらを比べまして、不足がある場合ということで配分をされます。その原資としては、調整三税から出されるというものになってございます。

仕組みについては以上です。

では、恐れ入りますが、また表面にお戻りいただきたいと思います。上の四角囲みをごらんください。こちら、特別区に関しまして、普通交付金の額というものが決まりまして、1兆22億6,600万円ということで、前年度比581億7,800万円、6.2%の増となっております。千代田区に交付される額というものにつきましては、基準財政収入額と需要額を比較しまして、31億7,258万1,000円となっております。こちら、昨年度は約24億円でしたので、比較しますと約7億円弱の増となっております。

この要因としましては、公共施設の改築経費にかかわる積算の基準が充実されたということですか、人口増に伴って需要が増加したことなどから、増加したということになってございます。

次に、各区の状況ですけれども、港区につきましては、こちらはゼロということで不交付区ということになってございます。その他については、詳細をごらんいただきたいと思っております。

最後に、今回は当初の算定ということでお示しをしておりますけれども、今後、税収の動向などを踏まえまして、年度末に例年再調整が行われております。確定後に改めて本委員会にご報告したいと考えております。

説明は以上です。

○はやお委員長 ありがとうございます。

それでは、この報告について質問を受けます。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。

それでは、皆さんにお諮りしたいと思っております。報告事項の（3）全庁的な債権管理の適正化についてということにつきまして、報告の内容になっておりましたが、時間がこの時間になっておりますので、次回の企画総務委員会のところで報告していただくということで、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。

それでは、今回の（3）につきましては、次回の委員会報告とさせていただきます。

3、その他に入ります。委員のほうからございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。

それでは、執行機関のほうで、何かその他の報告ございますか。（「ございません」と呼ぶ者あり）

○はやお委員長 はい。

それでは、以上をもちまして企画総務委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後5時05分閉会